

教育委員会会議 6月定例会後の進捗状況

令和8年1月22日
報告(2)
総合支援課特別支援教育室

- 6月 教育委員会会議6月定例会で協議
- 9月～10月 財政課との協議
- 10月～11月 二役説明
- 12月 教育市民委員会で報告
- 12月～1月 パブリックコメント実施
- 1月 教育委員会会議1月定例会で報告

教育委員会会議 6月定例会を受けての修正点

修正前

修正後

方針2：多様な学びの場の充実

方針2：多様な学びの場の充実

重点事項	取組の内容
⑤学びの場の指導・支援の充実	① 市立幼稚園の教育の充実
	② 通常の学級の教育の充実
	③ 通級指導教室の教育の充実
	④ 特別支援学級・特別支援学校の教育の充実
	⑤ 高等学校・総合ビジネス専門学校の教育の充実

重点事項	取組の内容
⑤通級指導教室の整備拡充	① 市立幼稚園の通級指導教室の拡充
	② 小・中学校の通級指導教室の整備・拡充
	③ 高等学校の通級指導に係る体制整備

方針4：教職員の専門性の向上

重点事項	取組の内容
⑪通常の学級における特別支援教育の視点を生かした授業づくりの推進	① 特別支援教育の視点を生かした授業づくりの支援
	② 通常の学級におけるステップアップサポーターの活用推進
⑫すべての教職員に対する特別支援教育研修の実施（教員、学級支援員）	① すべての教職員に対する特別支援教育研修の実施
	② 経験やニーズに応じた専門研修の実施
	③ 研究会と連携した効果的な研修の実施

財政課と協議を受けての修正点

修正前

方針2:多様な学びの場の充実

成果指標⑤

発達障がいや情緒障がい等に対応した
通級指導教室数

	令和6年度	令和10年度
小:	34教室	44教室
中:	11教室	15教室

修正後

方針2:多様な学びの場の充実

成果指標⑤

小中学校において自校で通級指導を受けている児童生徒の割合

	令和6年度	令和10年度
小:	51%	70%
中:	56%	75%

教育市民委員会でいただいたご意見

○ ハーモニースクールについて

ハーモニースクールを希望して転校しているこどもの中には、集団参加や人間関係構築等を苦手としているこどもも在籍している。計画の中にハーモニースクールを入れるべきではないか。

○ 計画の期間について

笑顔いきいきプランを年度途中からスタートするよりも令和8年度にスタートしたほうが学校現場としては、取り組みやすくないか。

ハーモニースクールについての修正点

修正前

方針2：多様な学びの場の充実

【重点事項】

⑥個に応じた多様な学びをめざすICT機器の活用

【取組の内容】

- (1) 特別支援教育に関するアプリの整備と活用推進
- (2) 読み書きに困難のあるこども等に対する音声教科書の活用推進
- (3) 入出力装置の整備

修正後

方針2：多様な学びの場の充実

【重点事項】

⑥個に応じた学びを支える環境整備

【取組の内容】

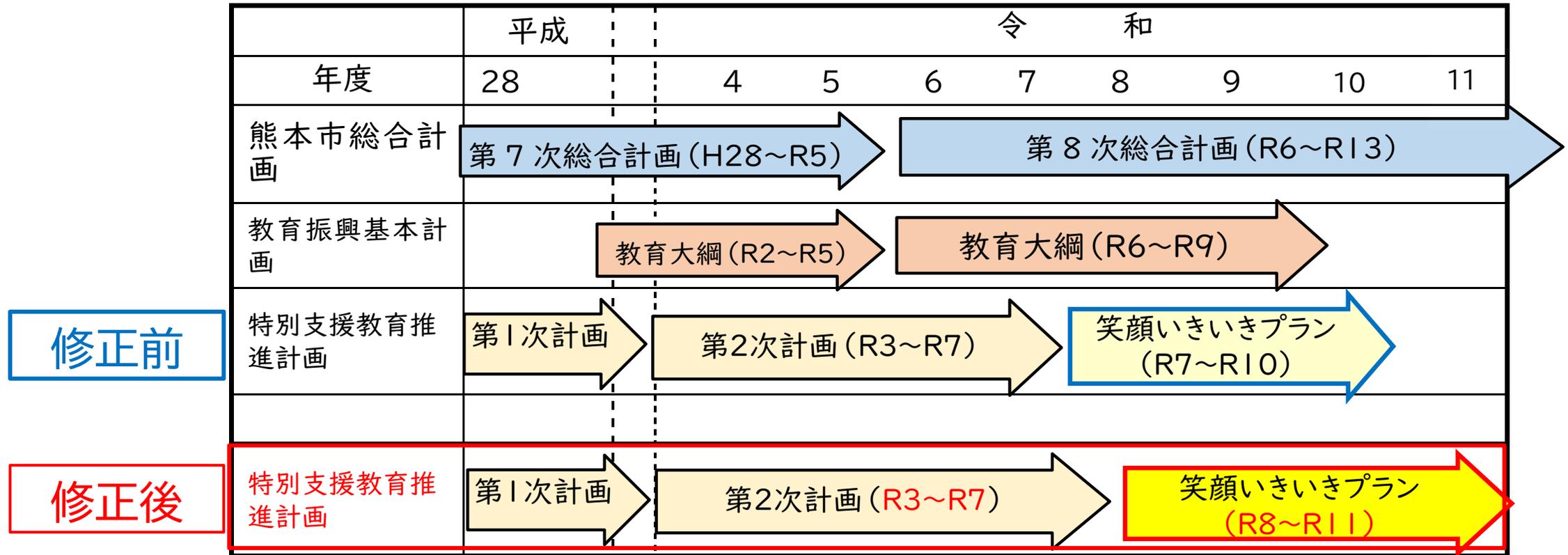
(1) 効果的なICT機器の活用

※(1)(2)(3)を統合

(2)多様な学びの場の活用

※ 追記

計画の期間についての修正点



パブリックコメントについて

- 実施期間：令和7年(2025年)12月12日～令和8年1月13日
- 実施方法
市民：市政だより、ホームページ等で周知し意見募集
保護者：「すぐーる」一斉配信し周知し意見募集
教職員：「グループウェアメッセージ」で周知し意見募集
- 回答人数：15人(意見総数：40件)

4 素案に対してのご意見と本市の考え方

		ご意見等の内容	本市の考え方
方針1 共に学ぶ教育の推進	①	インクルーシブ教育の推進に関する目標を、もっと実際的なものにするために、モデル校を複数設置し、その報告を基に、さらにインクルーシブ教育を進めるなど、先進的取り組みが必要と考えます。	P32重点事項①「インクルーシブ教育に対する理解推進・効果検証」に示しているとおり、インクルーシブ教育のモデル校を選定し、「通常の学級における授業改善」「特別支援学校と小中学校との交流及び共同学習」等の視点から取組の成果を検証してまいります。
	②	「インクルーシブ教育に関する理解推進・効果検証」の成果指標について、第2次計画には、こどもが共に学ぶことを「よかった」と感じる割合を指標として取り組まれていたが、笑顔いきいきプランに記載がない。こどもが主体の計画であれば、障がい児を含むすべての児童生徒の理解推進を高めるための指標を設定すべきではないか。また、保護者の意識も成果指標としてあげることで、熊本市がインクルーシブ教育を保護者も含めて推進していくという姿勢が伝わるのではないか。	P26方針1 共に学ぶ教育の推進の成果指標に児童生徒の「学校でみんながそれぞれの違いを認め、お互いを尊重しあって共に学び合っていると感じる割合。(児童生徒：R6:82.3% R11目標値:90%) 」という内容の成果指標を追記します。また、保護者の意識調査についても検討してまいります。
	③	異動による通特交流の検証を行い、教員もこどもたちにも意義あるものにしてほしい。	P34重点事項③「通特交流の検証」に示しているとおり、通特交流について検証を行い、必要に応じて研修計画を見直し、教員にもこどもにも意義あるものとしてまいります。
	④	特別支援学級の担任一人で複数学年の8人のこどもの指導支援を行っているが、担任しているこどもの交流及び共同学習について行っての支援ができないのが現状である。インクルーシブ教育を推進したり、交流及び共同学習の充実を図るうえで学級支援員等のマンパワーを増やすことはできないだろうか。	学級支援員は、担任を補助しこどもたちが安心して学校生活を送ったり、交流及び共同学習を充実させたりしてくうえでも大きな役割を果たしています。学級支援員については、増員を求める声も多く、引き続き支援体制の充実に取り組んでまいります。
	⑤	特別支援学校を選択したこどもが居住地の学校にも籍があるのは素晴らしいことと思います。ぜひ、実現してください。	P33重点事項②「交流及び共同学習の充実」に示しておりますが、「副籍」について検討していき、特別支援学校と小中学校で継続的かつ、効果的に実施できる形を検討してまいります。
	⑥	障がいを社会モデルとして考えるような視点を取り入れ、個々のこどもたちが考える授業も行われていくことを望みます。	P32重点事項①「インクルーシブ教育に対する理解推進・効果検証」に示しておりますが、インクルーシブ教育理解研修の中で、「社会モデル」に関する内容を取り入れ教職員の専門性の向上を図ってまいります。

方針1 共に学ぶ教育の推進	⑦	この素案にはインクルーシブ教育の充実という言葉が使われているが、実際にはこどもを特性ごとに分けて、別学級、別教室での「分離教育」になっているのではないか。	インクルーシブ教育とは本来、障がいの有無や国籍、性別といったさまざまな違いのあるこどもたちが共に学ぶ教育を目指していくものにとらえています。特別支援教育についても、障がいのあるこどもとないこどもが、状況に応じて可能な限り関わり合う活動を通して、共生社会の担い手を育む教育を目指してまいります。
	⑧	インクルーシブ教育の推進について、特別支援学級在籍のこどもが、通常の学級で学ぶことのみを目的とせず、こども本人の安心・安全・学習権が最優先とされることを明確に位置づける必要があるのではないか。	P33重点事項②「交流及び共同学習の充実」にお示しておりますが、主任会や様々な研修会を通じて交流及び共同学習の目的について周知してまいります。内容としては、保護者との合意形成のうえで、豊かな人間性を育むことと、教科等のねらいを達成することの二つの側面を分かちがたいものと捉えて、計画実施していくよう周知してまいります。
	⑨	障がいのあるこどもたちやその家族が、地域の一員としていきいきと笑顔で暮らしていくために、身近な「民生委員・児童委員」の方々との関わりはこれからますます重要になっていくと考えます。同委員の活動をとりまとめている健康福祉政策課も、プランの趣旨に則り主体的に関わっていただきたい。	障がい者が地域の一員として過ごしていく中で、民生委員等との連携も必要と考えます。本計画の関係機関と連携した支援の中で、健康福祉政策課とも連携構築を行ってまいります。

方針2 多様な学びの場の充実	⑩	通級指導教室を新設してもらっていることは素晴らしい。また、巡回指導はこどもの状態によっては、在籍校の担任と連携がしやすく効果的であった。	P36重点事項⑤「通級指導教室の整備拡充」に示しているとおり、巡回指導も含めた通級指導教室の拡充を検討してまいります。
	⑪	ICT活用の情報を教員への共有だけでなく、保護者へも共有してほしい。	全家庭に配付している特別支援教育 家庭・地域教育リーフレットや学校を通じて保護者へICT活用等について情報提供しておりますが、更に周知の方法を検討してまいります。
	⑫	こどもの負担を少なくするうえでも、通級指導教室の巡回指導を充実してもらいたいです。	P36「通級指導教室等の整備・拡充」に示しておりますが、一部支援を必要としているこどもが、自校で通級指導をうけることができるよう、巡回指導を含めた指導の充実を図ってまいります。
	⑬	医療的ケアの熊本市としてのシステムはとても充実している。	P39重点事項⑦[医療的ケア児への支援体制の整備]に示しているとおり、医療的ケアが必要なこどもへの支援を引き続き行ってまいります。
	⑭	高校では合理的配慮を受けることが難しいと思っている保護者が多いと感じているが、高校の先生の理解が深まっていくことで、特別支援学級に在籍の中学校卒業後の進路選択の幅を広げてほしい。	P37重点事項「通級指導教室等の整備・拡充」に市立高等学校で校内支援の方向性を明確化するための計画を示しております。市立高等学校では「特別支援教育ガイドライン」を作成し、全職員で特別支援教育の目的や内容を共有し、高等学校の支援の充実に取り組んでまいります。
構一方 築貫針 し3 た支 援れ 体目 制な いの	⑮	学びの場の変更に関する手続きの見直しで、通級による指導を希望して指導を開始するまでの時間の短縮を図るために、発達が検査できる機関を増やすなどの環境整備することはできないのか。	P45重点事項⑩「学びの場の柔軟な変更に向けた手続きの円滑化」の今後のスケジュールに示しておりますが、学びの場の変更に関する手続き等の検証を行い、関係機関と連携する等、様々な方向から検証を行い改善を図ってまいります。

⑯	<p>学校の教員が主体的に学ぶことができるような研修のあり方を工夫してほしい。</p>	<p>P47重点事項⑫「すべての教員に対する特別支援教育研修の実施」にお示しておりますが、特別支援教育の研究会等と連携し、主体的で効果的な研修を工夫してまいります。</p>
⑰	<p>障害者差別解消法により学校が合理的配慮を提供する法的義務があると認識しているが、すべての先生が合理的配慮の提供の理解が深まるよう計画に明記してほしい。</p>	<p>P47重点事項⑫「すべての教職員に対する特別支援教育研修の実施」の取組内容の記述の中に、すべての教職員が合理的配慮の提供に関する理解が深まっていくように追記いたします。 修正前:「管理職を含む、こどもと関わるすべての教職員が、特別支援教育に関する研修を受講し専門性の向上を図る」 修正後:「管理職を含む、こどもと関わるすべての教職員が、合理的配慮の提供を含めた特別支援教育に関する研修を受講し専門性の向上を図る」</p>
⑱	<p>特性があり授業中にこどもの気持ちが落ち着くまで過ごすことができる教室以外のクールダウンできる教室や、感覚過敏で教室内の物音や大声等に悩みを抱えているこども等が安心して過ごすことができる居場所を作ってほしい。</p>	<p>学校現場ではクールダウンを行うため空き教室を利用したり、聴覚過敏のこどもに対してイヤマフを利用したりするなどの対応を行っています。重点事項⑫「すべての教員に対する特別支援教育研修の実施」に示しておりますが、今後も、研修をとおして合理的配慮の好事例などを周知してまいります。</p>
⑲	<p>読み書き障がいの理解を進めるためにも理解を深める研修を実施し、理解が広まり、入試の際の合理的配慮を受けることができるようになるようお願いしたい。</p>	<p>P47重点事項⑫「すべての教員に対する特別支援教育研修の実施」にお示しているとおり、専門研修や動画研修において読み書き障がいについての研修も実施しております。今後も継続し理解を広める研修を行ってまいります。</p>
⑳	<p>特別支援教育担当者の専門性向上のためには、特別支援学校教員免許状保有率を上げる必要があると思うが、この数年高くないのは、通特交流研修中の教員数が母数に入っているからではないか。</p>	<p>P47重点事項⑫「すべての教員に対する特別支援教育研修の実施」に特別支援教育担当者の専門性の向上に向け、今後は、特別支援学級等の担当者全体の取得率と特別支援学級等の担当者全体から通特交流研修担当者を除いた取得率の両方を確認しながら、免許状取得を奨励してまいります。</p>

今後の予定

- 2月 特別支援連携協議会での協議
- 2月 二役説明
- 3月 教育市民委員会で報告
- 3月 教育委員会会議3月定例会で審議

笑顔いきいきプラン（概要版）（第3次熊本市特別支援教育推進計画）（素案）

第2次計画の検証

達成状況:◎達成 ○本計画内で前進している △見直しが必要

基本目標	方針1「切れ目ない一貫した支援体制の構築」の評価			
一人ひとりの育ちを支える特別支援教育の充実	【取組の目標】 ①関係機関と連携した支援体制の構築・・・達成状況：○ ②幼児期から高校卒業にわたる移行支援体制の整備・・・達成状況：○			
	【成果指標】支援を必要とする幼児児童生徒についての「移行支援シート」等を活用した引継率			
		R2年度	R6年度	目標値
	市立幼稚園→市立小学校	68.4%	100%	80%
	市立小学校→市立中学校	63.3%	87.9%	100%
	市立中学校→進路先（高等学校・特別支援学校等）	49.9%	75.8%	70%
	方針2「教職員の専門性の向上」の評価			
	【取組の目標】 ①特別支援教育の視点を生かした授業づくりの推進・・・達成状況：○ ②特別支援学校教諭免許状の保有率の向上・・・達成状況：○			
		R2年度	R6年度	目標値
	特別支援教育の視点を生かした授業づくりの推進率	調査結果なし	91.4%	100%
【成果指標2-②】特別支援学校教員及び特別支援学級等担当教員のうち特別支援学校教諭免許を保有する者の割合				
	R2年度	R6年度	目標値	
特別支援学校における特別支援学校教諭免許状保有率	65.0%	84.6%	100%	
特別支援学級・通級指導教室における特別支援学校教諭免許保有率	47.0%	48.2%	70%	
方針3「連続性のある『多様な学びの場』の充実」の評価				
【取組の目標】 ①個に応じた教育環境の整備・・・達成状況：○ ②通級による指導の活用推進・・・達成状況：○				
	R2年度	R6年度	目標値	
【成果指標3-①】市立特別支援学校2校のセンター的機能による年間巡回相談の回数	23回	59回	70回	
	R2年度	R6年度	目標値	
【成果指標3-②】中学校において通級指導を受けている生徒のうち、自校指導を受けている生徒の割合	40.0%	56.8%	60%	
方針4「共生社会の実現に向けた教育の推進」の評価				
【取組の目標】 ①共生社会を担う人材の育成・・・達成状況：○ ②障がい者理解教育の推進・・・達成状況：○				
	R2年度	R6年度	目標値	
【成果指標4-①】障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶことが、「よかった」と感じる児童生徒の割合	調査結果なし	82.3%	90.0%	
	R2年度	R6年度	目標値	
【成果指標4-②】市内全小中学校を対象とした障がい者理解に関する授業の実施率	85.4%	96.3%	100%	

基本目標	方針1：共に学ぶ教育の推進		
共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実	【重点事項】 ①インクルーシブ教育に関する理解推進・効果検証 ②交流及び共同学習の充実 ③通特交流の検証 ④障がい者理解教育の推進		
	【成果指標①】 インクルーシブ教育に関する学校園内での研修の実施率	R6年度 調査結果なし	R10目標値 100%
	【成果指標②④】 障がい者理解に向けて、授業や学校行事等で取組を行った学校園の割合	R6年度 96.3%	R10目標値 100%
	【成果指標③】 通特交流の経験が、授業力や対応力、交流及び共同学習の充実等に対する意識の向上につながったと感じている教員の割合	R6年度 調査結果なし	R10目標値 80%
	方針2：多様な学びの場の充実		
	【重点事項】 ⑤通級指導教室の整備・拡充 ⑥個に応じた多様な学びをめざすICT機器の活用 ⑦医療的ケア児への支援体制の整備 ⑧専門家の活用と支援の充実		
	【成果指標⑤】 小中学校において自校で通級指導を受けている児童生徒の割合	R6年度 小51.5% 中56.8%	R10目標値 小70% 中75%
	【成果指標⑥】 ICT（音声教科書等）を活用し、個に応じた多様な学びを支援している学校の割合	R6年度 62.0%	R10目標値 80%
	【成果指標⑦⑧】 関係機関と連携し、支援の充実を図った学校園の割合	R6年度 60.6%	R10目標値 80%
	方針3：切れ目ない一貫した支援体制の構築		
【重点事項】 ⑨早期からの教育相談体制の構築 ⑩学びの場の柔軟な変更に向けた手続きの円滑化			
【成果指標⑨】 関係部局と連携して就学相談ができていない小学校の割合	R6年度 68.4%	R10目標値 80%	
【成果指標⑩】 「就学相談資料（仮題）」を活用して教育相談を行っている学校の割合	R6年度 調査結果なし	R10目標値 100%	
方針4：教職員の専門性の向上			
【重点事項】 ⑪通常の学級における特別支援教育の視点を生かした授業づくりの推進 ⑫すべての教職員に対する特別支援教育研修の実施（教員、学級支援員）			
【成果指標⑪】 学校園全体で特別支援教育の視点を生かした授業づくりに取り組んでいる学校園の割合	R6年度 38.7%	R10目標値 80%	
【成果指標⑫】 特別支援教育に関する研修会への受講率	R6年度 91.0%	R10目標値 100%	

重点事項	取組の内容	関係部局
①インクルーシブ教育に対する理解推進・効果検証	新 ①すべての教職員に対するインクルーシブ教育の理解研修の実施	教育政策課 総合支援課 教育センター
	新 ②モデル校によるインクルーシブ教育の効果検証	
	新 ③先進校への派遣研修の実施と研修の成果の共有	
	新 ④交流及び共同学習の実践の取りまとめと発信	
②交流及び共同学習の充実	新 ①交流及び共同学習の実践の取りまとめと発信	学務支援課 教育センター 総合支援課 指導課 人権教育指導室
	新 ②特別支援学校のこどもの「副籍」の検討（居住地域の学校との連携）	
③通特交流の検証	新 ①通特交流を経験した教員の授業力と対応力の向上に関する検証	教職員課 教育センター 総合支援課
	新 ②交流及び共同学習に対する意識に関する検証	
④障がい者理解教育の推進	①自他の人権を尊重し多様性を認め合う態度を育む教育の実施	総合支援課 障がい福祉課 地域教育推進課 こども発達支援センター 人権教育指導室
	新 ②社会参加を支援する取組（イベントの周知）	
	③市民への理解啓発	
重点事項	取組の内容	関係部局
⑤通級指導教室の整備・拡充	①市立幼稚園のあゆみの教室・ことばの教室の拡充	指導課 教育センター 教職員課 学校施設課 総合支援課
	②小・中学校の通級指導教室の整備・拡充	
	③高等学校の通級指導に係る体制整備	
⑥個に応じた多様な学びをめざすICT機器の活用	①特別支援教育に関するアプリの整備と活用推進	総合支援課 教育センター 指導課
	②読み書きに困難のあるこども等に対する音声教科書の活用推進	
	③入出力支援装置の整備	
⑦医療的ケア児への支援体制の整備	①学校看護師への研修の実施	総合支援課 保育幼稚園課 障がい福祉課 健康教育課 放課後児童育成課
	②医療的ケア児への指導に関する教職員の連携体制整備	
	新 ③関係機関との連携による安定的な医療的ケア実施体制の整備	
⑧専門家の活用と支援の充実	①特別支援学校や関係機関の職員の専門性を生かした研修の充実	こども発達支援センター 障がいサービス課 教職員課 総合支援課
	新 ②関係機関と連携したこども支援	
	新 ③SC・SSWに対する研修の充実	
重点事項	取組の内容	関係部局
⑨早期からの教育相談体制の構築	新 ①関係部局と連携した早期からの教育相談・支援体制の構築	指導課 保育幼稚園課 保健こども課 こども発達支援センター 障がいサービス課 総合支援課
	②学びの場の円滑な移行に向けた移行支援シート等の活用推奨	
⑩学びの場の柔軟な変更に向けた手続きの円滑化	新 ①学びの場の変更に関する手続きの見直し	総合支援課 学務支援課
	新 ②「就学相談資料（仮題）」の作成と活用	
重点事項	取組の内容	関係部局
⑪通常の学級における特別支援教育の視点を生かした授業づくりの推進	①特別支援教育の視点を生かした授業づくり支援	総合支援課 教育センター
	②通常の学級におけるステップアップサポーターの活用促進	
⑫すべての教職員に対する特別支援教育研修の実施（教員、学級支援員）	新 ①すべての教職員に対する特別支援教育研修の実施	総合支援課 教育センター こども発達支援センター
	新 ②経験やニーズに応じた専門研修の実施	
	新 ③研究会と連携した効果的な研修のあり方の検討	

笑顔いきいきプラン

(第3次熊本市特別支援教育推進計画)

(素案)



目次

	ページ
第Ⅰ章 計画の改定にあたって	
1 計画改訂の趣旨	…… 2
2 計画の位置づけ	…… 3
3 計画策定にかかる主な制度や通知等	…… 4
4 第2次計画の総括(方針ごとの成果と課題)	…… 5
5 第2次計画期間中の整備状況等	…… 9
第Ⅱ章 笑顔いきいきプランの概要と具体的な取組	
1 基本目標	…… 10
2 計画の方向性	…… 10
3 計画の期間と進行管理	…… 10
4 全体計画	…… 11
5 方針毎の重点目標と取組の概要	…… 12
第Ⅲ章 重点目標と具体的な取組	
1 取組の内容一覧	…… 16～17
2 具体的な取組	…… 18～33
① インクルーシブ教育に対する理解推進・効果検証	
② 交流及び共同学習の充実	
③ 通特交流の検証	
④ 障がい者理解教育の推進	
⑤ 通級指導教室の整備・拡充	
⑥ 個に応じた多様な学びを目指す ICT 機器の活用	
⑦ 医療的ケア児への支援体制の整備	
⑧ 専門家の活用と支援の充実	
⑨ 早期からの教育相談体制の構築	
⑩ 学びの場の柔軟な変更に向けた手続きの円滑化	
⑪ 通常の学級における特別支援教育の視点を生かした授業づくりの推進	
⑫ すべての教職員に対する特別支援教育の研修の実施(教員、学級支援員)	

参考資料

- 第2次計画における具体的な取組に関する成果と課題
- 用語解説(本文中に「※」をつけている用語)

第 I 章 計画の改定にあたって

1 計画改訂の趣旨

本市では、平成24年12月に策定した「熊本市特別支援教育推進計画」（以下、「第1次計画」）や、令和3年4月に策定した「第2次熊本市特別支援教育推進計画」（以下、「第2次計画」）のもと、特別支援教育を推進し、障がいのあるこどもの指導・支援の充実を図ってきました。

第1次計画では、特別支援教育の推進に向けて、障がいのあるこどものライフステージに応じた継続的な支援をめざし、幼児期から卒業後まで一貫した支援体制づくりに取り組みました。また、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うために教職員の専門性の向上を図るとともに、多様な学びの場の一つとして平成さくら支援学校やおおば支援学校を設置しました。

第2次計画では、SDGs（持続可能な開発目標）に掲げられた「誰一人取り残さない」という理念のもと、通常の学級における特別支援教育の視点を生かした授業の推進や医療的ケア体制の構築、市立幼稚園及び小中学校における通級指導教室の拡充等に取り組みました。

しかし、特別な教育的支援を必要とするこどもの増加、大量退職に伴う教師不足や感染症の流行による交流の制限等は、第2次計画の進行に影響を与えました。現在行動制限はなくなりましたが厳しい状況は続いていることから、計画の改善が必要です。また、令和6年4月に策定した「熊本市教育振興基本計画・教育大綱（以下、「教育振興基本計画」）」では、めざす方向性として「インクルーシブ教育の推進」を位置付けました。今後は、学校園、保護者、地域社会に対しインクルーシブ教育への理解を広げつつ、こども同士が共に学ぶことをめざして研究を重ねていかねばなりません。

そこで、このたび「笑顔いきいきプラン（第3次熊本市特別支援教育推進計画）」（以下、「笑顔いきいきプラン」）を策定しました。本計画では、事業の継続性と一貫性の観点から、第2次計画を継承しつつ、これまでの成果と課題に基づき取組を発展させていきます。特に、教育振興基本計画に示されたインクルーシブ教育の推進について今後の方向性を探るため、特別支援教育の立場からも研究を進めていきます。さらに、特別な教育的支援を必要とするこどもの増加や障がいの多様化等により、学校現場には様々な対応が求められることから、こどもの指導・支援に携わるすべての教職員の専門性の向上を図るとともに、学校園の支援体制の充実を図っていきたいと考えます。

これからも障がいのあるこどもの自立と社会参加を支援するとともに、こども同士が互いに理解し合い、笑顔でいきいきと学校生活を過ごせるように特別支援教育の充実を図ってまいります。

2 計画の位置づけ

本計画は、「熊本市第8次総合計画」及び「熊本市教育振興基本計画」の実施計画として位置づけ、本市における他の分野別計画との整合性を図ります。

熊本市第8次総合計画(R6～R13年度)

【ビジョン1】こどもが輝き、若者が希望を抱くまち

(施策:困難な状況にあるこどもや子育て家庭への支援、こどもを主体とした教育の推進)

熊本市教育振興基本計画(R6～R9年度)

◆基本理念 豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む。

【基本方針と方向性(特別支援教育に関連する内容を抜粋)】

【基本方針1】 主体的に考え行動する力を育む教育の推進

◆方向性

・遊びを通して創造的な思考や主体的に行動する力を育む幼児教育の推進

【基本方針2】 こども一人ひとりを尊重した教育の推進

◆方向性

・特別支援教育をはじめとする多様な教育的ニーズに対応した支援の充実

・インクルーシブ教育の推進

笑顔いきいきプラン(R7～R10年度)

◆基本目標 共生社会の形成に向けた特別支援教育の充実

<方向性>

- ・特別支援教育の立場からインクルーシブ教育の方向性を試行・検証する。
- ・こどもとかかわるすべての教職員の専門性の向上と支援体制の充実を図る。

<方針>

- (1)共に学ぶ教育の推進
- (2)多様な学びの場の充実
- (3)切れ目ない一貫した支援体制の構築
- (4)教職員の専門性の向上

連携・連動

熊本市立幼稚園まなび創造プログラム

・熊本市障がい者生活プラン
・熊本市こども計画 等

3 計画策定にかかる主な制度や通知等

年.月	主な制度、通知等	主な内容
H18.6 H19.4 H23.8 H24.7	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法一部改正 ・特別支援教育の推進について(通知) ・障害者基本法一部改正 ・中教審:共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育の法制化 ・特別支援教育の理念や推進の方向性等 ・インクルーシブ教育システムの構築に向けた推進の方向性等
第1次熊本市特別支援教育推進計画(H24年度~R3年度)		
H25.6 H25.9 H26.1 H28.4 H29~ H31 R3.1	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定(施行H28) ・学校教育法施行規則一部改正 ・障害者の権利に関する条約の批准 ・発達障害者支援法の改正 ・学習指導要領、幼稚園教育要領の改訂 ・中教審:『令和の日本型学校教育』の構築を目指して(報告) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関の合理的配慮等の不提供の禁止 ・就学先を決定する仕組みの改正や視覚障害者等による区域外就学等 ・特別支援学校と幼稚園・小・中・高等学校等の教育課程との連続性を重視 ・インクルーシブ教育システムの理念や現況を踏まえ、今後の特別支援教育の在り方を整理
第2次熊本市特別支援教育推進計画(R3年度~R7年度)		
R3.6 R3.9 R4.3 R4.4 R5.3 R6.1 R6.4	<ul style="list-style-type: none"> ・文科省:障害のある子供の教育支援の手引~子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて~(通知) ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 ・文科省:特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について(通知) ・文科省:特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知) ・文科省:通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について(通知) ・文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について(通知) ・地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知) 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学相談や学びの場の検討等の充実に関する指針 ・医療的ケアは設置者の責務であることを明記 ・すべての教師の特別支援教育の専門性の向上に向けて ・インクルーシブ教育システムの理念に基づく学級運営、交流及び共同学習の在り方等 ・通常の学級に在籍する障がいのあるこどもへの支援に係る取組やよりインクルーシブな社会の実現に向けた具体的な方向性等 ・合理的配慮の提供や相談体制の留意点等について ・教育分野における福祉との連携推進の取組
笑顔いきいきプラン(R7年度~R10年度)		

4 第2次計画の総括(方針ごとの成果と課題)

第2次計画では、令和3年度から7年度にかけて、「切れ目ない一貫した支援体制の構築」「教職員の専門性の向上」「連続性のある『多様な学びの場』の充実」「共生社会の実現に向けた教育の推進」という4つの方針のもと、特別支援教育の推進に取り組みました。方針毎の成果と課題は以下のとおりです。

(1)方針1「切れ目ない一貫した支援体制の構築」の評価

<p>【取組の目標】 *達成状況:◎達成 ○本計画内で前進している △見直しが必要</p> <p>① 関係機関と連携した支援体制の構築・・・達成状況:○</p> <p>② 幼児期から高校卒業にわたる移行支援体制の整備・・・達成状況:○</p>
<p>【成果指標】 支援を必要とする幼児児童生徒についての「移行支援シート」等を活用した引継率</p>
<p>【達成状況:R2⇒R6(目標値)】</p> <ul style="list-style-type: none">・市立幼稚園→市立小学校 R2:68.4%⇒R6:100%(目標値 80%)・市立小学校→市立中学校 R2:63.3%⇒R6:87.9%(目標値 100%)・市立中学校→進路先(高等学校・特別支援学校等) R2:49.9%⇒ R6:75.8%(目標値 70%)
<p>【成果と課題】</p> <p>① 教育委員会の事業「笑顔いきいき特別支援教育推進事業[*]」や健康福祉局が所管する「児童発達支援事業」「保育所等訪問支援事業」「放課後等デイサービス事業」等を通して、学校園と関係機関の職員が協力してこどもの支援や情報交換を行っている。教育委員会と関係部局共催の研修会をはじめ、関係機関の職員と教職員の連携を深める機会が増加した。</p> <p>早期からの教育相談の実施、学びの場のスムーズな移行といった点では、取組の改善が必要である。学校園と福祉・保健等の関係機関同士の連携を深めながら相談体制の強化を図っていかねばならない。学びの場の移行がスムーズにできるよう、教育相談や就学支援委員会の効率化、保護者等への情報提供の工夫等を検討する必要がある。</p> <p>② 市立学校園間で移行支援シートを活用した引継ぎが定着してきた。市立以外の幼稚園や保育所の職員や保護者、関係者にも移行支援シートの認知が進んでいる。また、市立学校園では、個別の教育支援計画の電子化が進み、共通の様式での引継ぎも可能となった。結果、学びの場が変わっても継続して合理的配慮が受けられる状況になりつつある。今後も支援計画はもちろん移行支援シート等の活用を推進し、切れ目ない支援につなげていく必要がある。</p>

(2)方針2「教職員の専門性の向上」の評価

【取組の目標】 *達成状況:◎達成 ○本計画内で前進している △見直しが必要

① 特別支援教育の視点を生かした授業づくりの推進・・・達成状況:○

② 特別支援学校教諭免許状の保有率の向上・・・達成状況:△

【成果指標2-①】 特別支援教育の視点を生かした授業づくりの推進率

【達成状況:R2⇒R6(目標値)】

・特別支援教育の視点を生かした授業づくりを推進した教員の割合(わかる授業、楽しい授業づくりに努めている教員の割合)

R2 調査結果なし⇒R6:91.4%(目標値100%)

【成果指標2-②】 特別支援学校教員及び特別支援学級等担当教員のうち特別支援学校教諭免許状を保有する者の割合(本採のみ)

【達成状況:R2⇒R6(目標値)】

・特別支援学校における特別支援学校教諭免許状保有率

R2:65.0%⇒R6:84.6%(目標値100%)

・特別支援学級・通級指導教室における特別支援学校教諭免許状保有率

R2:47.0%⇒R6:46.8%(目標値70%)

【成果と課題】

① 特別支援教育の視点を生かした授業に向けて、学校園にステップアップサポーター※(授業力向上支援員)や指導主事等を派遣し、授業づくりや学級経営、こどもとのかかわり方等に関する助言を行った。令和6年度には特別支援教育関連の研修動画の配信も始めた。現在、授業において ICT 機器を使って視覚的な支援をしたり、こどもができる活動を取り入れたり、合理的配慮を行っている学級が増えてきている。しかし、学級の状況によって取組に差があるため、今後はどの学級でも同様の支援が受けられるように、すべての教職員の実践力を高めていかねばならない。

また、特別支援学級では通特交流※の実施により、初めて担当する教員が増えた。経験の有無にかかわらず担当者には専門性が求められるため、校内でのOJT はもちろん、関係機関や研究会と連携し研修の充実を図っていく必要がある。

② 特別支援学校においては、特別支援学校教諭免許状の取得をめざす教員が増えている。しかし、特別支援学級等担当者の取得状況については、免許取得者の退職や通特交流による担当者の通常の学級への異動等により、目標値には届かなかった。今後も免許取得を奨励していきながら、免許を取得していない担当者を含めたすべての担当者の専門性の向上を推進していく必要がある。

(3)方針3 「連続性のある『多様な学びの場』の充実」の評価

【取組の目標】 *達成状況:◎達成 ○本計画内で前進している △見直しが必要

① 個に応じた教育環境の整備・・・達成状況:○

② 通級による指導の活用推進・・・達成状況:○

【成果指標3-①】 市立特別支援学校2校のセンター的機能による年間巡回相談の回数

【達成状況:R2⇒R6(目標値)】

・市立特別支援学校による巡回相談の回数 R2:23回⇒R6:59回

(目標値:70回)

【成果指標3-②】 中学校において通級による指導を受けている生徒のうち、自校で指導を受けている生徒の割合(巡回等による指導も含む)

(自校で通級指導を受けている生徒数/通級を受けている生徒数)

【達成状況:R2⇒R6(目標値)】

・中学校において自校で通級指導を受けている生徒の割合

R2:40%⇒R6:56.8%(目標値60%)

【成果と課題】

① 巡回相談員*の派遣を求める学校園は多く、巡回相談員はケース会議や授業研究会等において専門性を生かした助言を行っている。R6年度、市立特別支援学校への巡回相談の依頼は59回/年にのぼった。また、市立高等学校では巡回相談員と学校職員等が協力し、対象の生徒に対し自立活動の指導を行った。高等学校における通級による指導のモデル的な取組となった。こどもの教育的ニーズの多様化により、それぞれの学びの場で様々な対応が求められる中、今後も特別支援学校や関係機関等との連携を強化し、専門家を派遣していく必要がある。

② 小中学校では、情緒面やLD・ADHD等に対応した通級指導教室が、R2年度:33教室→R6年度:47教室と、4年間で14教室増加した。一部巡回指導を試行的に実施したことで、自校で指導を受けることができたこどもの割合が上昇した。また、市立幼稚園のこぼの教室を市内5園に、あゆみの教室を2園に分散・拡充したことで、身近な市立幼稚園で通級による指導を受けることができるようになった。

通級指導教室の設置や学級支援員の配置が求められる中、教員や支援者の不足が深刻化している。担当できる教員の育成や支援者の確保に取り組んでいく必要がある。

(4)方針4「共生社会の実現に向けた教育の推進」の評価

<p>【取組の目標】 *達成状況:◎達成 ○本計画内で前進している △見直しが必要</p> <p>① 共生社会を担う人材の育成・・・達成状況:○</p> <p>② 障がい者理解教育の推進・・・達成状況:○</p>
<p>【成果指標4-①】 障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶことが、「よかった」と感じる児童生徒の割合</p>
<p>【達成状況:R6(目標値)】</p> <p>・交流及び共同学習を「よかった」と感じる児童生徒の割合</p> <p style="text-align: right;">R6:82.3%(目標値90%)</p>
<p>【成果指標4-②】 市内全小中学校を対象とした障がい者理解に関する授業の実施率</p>
<p>【達成状況:R2⇒R6(目標値)】</p> <p>・障がい者理解に関する授業の実施率</p> <p style="text-align: right;">R2:85.4%⇒R6:96.3%(目標値100%)</p>
<p>【成果と課題】</p> <p>① 学校園では、障がいのある子どもとない子どもとが日常的に触れ合い、ともに学校生活をすごしている。事後アンケートでも、8割以上の子どもが特別支援学級等の友だちと一緒に学ぶことに肯定的な意見をもっている。これからも子ども同士の相互理解を深める活動を推進し、共に学ぶ機会を確保していく必要がある。一方、共生社会を担う教員を育成するために、通常の学級と特別支援学級・通級指導教室・特別支援学校の間で教員が入れ替わり、それぞれの学級経営や指導を経験する「通特交流」を行った。取組期間が短く、十分な検証に至っていないが、経験した多くの教員が「子ども観や指導観が変わった」「通常の学級での交流及び共同学習の充実につながった」等との感想を述べていることから、研修の効果は高いと考える。</p> <p>② 障がい者理解に関する授業については、ほとんどの学校で総合的な学習の時間や特別活動等を通じて行われている。特に小学校では、手話を使った合唱や障がい者理解のための疑似体験等を通じて啓発に取り組んでいるところが多かった。令和4年8月の国連の障がい者権利委員会による日本政府への審査では、インクルーシブ教育における教員のスキル不足等の指摘があり、共生社会に向けた教員の意識変容が求められている。今後、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に学ぶことをめざし、子ども同士の交流活動のさらなる活性化に取り組むとともに、インクルーシブ教育に対する教職員や関係者等の理解を図っていく必要がある。</p>

5 第2次計画期間中の整備状況等

【計画期間中の整備状況】

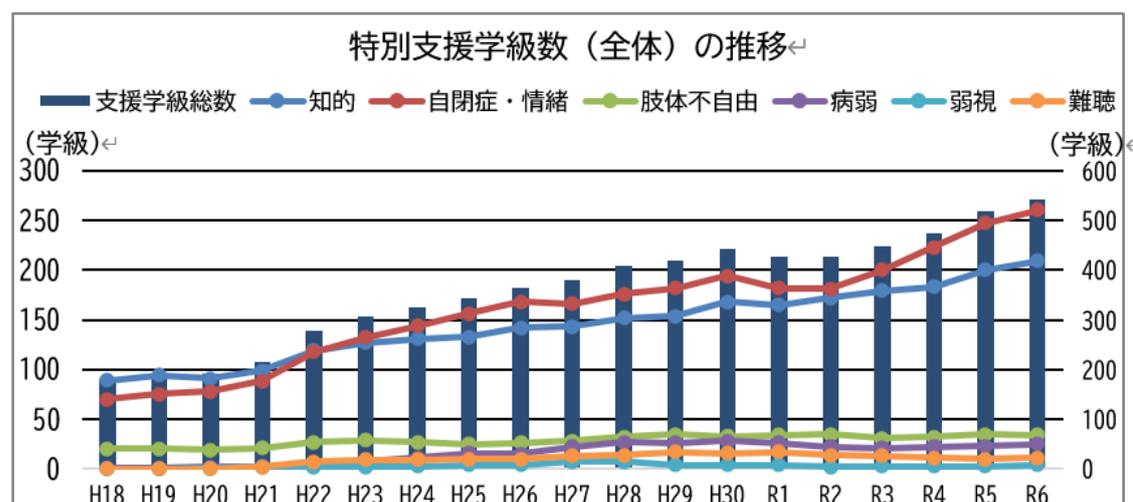
	R2年度(計画前)	R6年度
学級支援員	123人	168人
学校看護師	14人	19人
特別支援学級数	426学級	543学級
通級指導教室数	幼10教室 小47教室 中7教室	幼10教室(市内に分散) 小52教室 中11教室

【小・中学校特別支援学級・通級指導教室の状況(R2とR6の比較)】

5月1日現在	小学校				中学校			
	学級数		児童数		学級数		生徒数	
学級種	R2	R6	R2	R6	R2	R6	R2	R6
知的学級	121	146	647	805	51	63	242	334
自閉症・情緒学級	121	173	665	1013	60	87	370	559
肢体学級	21	22	31	26	14	12	16	17
病弱学級	17	17	21	23	5	8	7	11
弱視学級	2	4	2	4	0	0	0	0
難聴学級	8	5	16	10	6	6	9	13
計	290	367	1382	1881	136	176	644	934
院内学級	2	5	6	19	3	1	6	2

*院内学級の学級数、児童生徒数はこどもの入院に伴い、毎月増減がある。

【(参考)小中学校特別支援学級数の推移】



第Ⅱ章 笑顔いきいきプランの概要と具体的な取組

1 基本目標

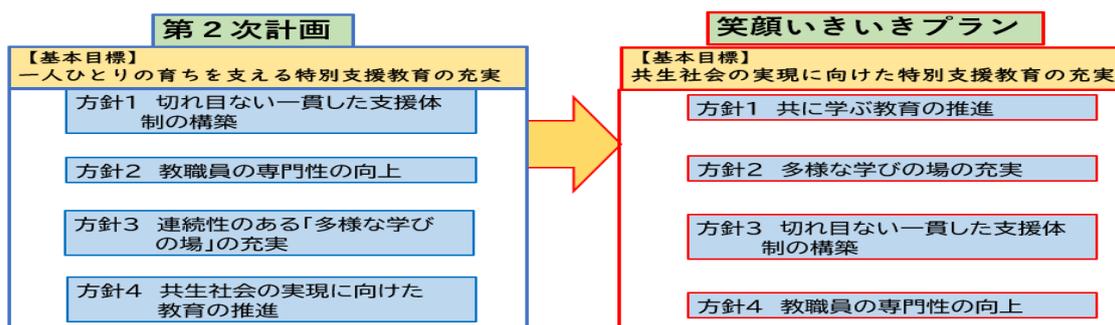
「共生社会の形成に向けた特別支援教育の充実」

人々が尊重しあい、支え合う共生社会の形成に向けて、障がいのあるこどもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、特別な教育的支援を必要とするこどもたちを含め、すべてのこどもたちが安心して学び、成長できるように指導及び必要な支援の充実を図ります。

2 計画の方向性

本プランは、市立学校園における障がいのあるこどもの指導・支援の充実を図るための計画です。第2次計画で取り組んできた事業の継続性と一貫性の観点から、これまでの取組を継続、発展させつつ、特別支援教育のさらなる充実を図ります。

また、教育振興基本計画に示された「インクルーシブ教育の推進」に対し、具体的にどのように取り組むのか、特別支援教育の立場から研究していきます。



3 計画の期間と進行管理

本プランの期間は、第8次総合計画及び教育振興基本計画との整合性を図るため、R7年度から R10年度までの4年間とします。ただし、国や県の動向を見ながら、適宜計画の見直しを行います。また、本プランの進行管理については、進捗状況の調査、分析、評価を実施し、熊本市特別支援連携協議会（外部会議）にて検証します。

年度	平成	令和							
	28	3	4	5	6	7	8	9	10
熊本市第総合計画	第7次総合計画(H28~R5)				第8次総合計画(R6~R13)				
熊本市教育振興基本計画		教育大綱(R2~R5)			教育大綱(R6~R9)				
特別支援教育推進計画	第1次計画	第2次計画(R3~R7)				笑顔いきいきプラン(R7~R10)			

4 全体計画

本プランでは、基本目標のもと4つの方針と重点事項を定めました。計画期間中に実施する主な取組は下記のとおりです。

笑顔いきいきプラン(R7~R10 年度)

<基本目標> 「共生社会の形成に向けた特別支援教育の充実」

方針と重点事項

主な取組 (新:新規の取組)

方針1 共に学ぶ教育の推

【重点事項】

- ①インクルーシブ教育に関する理解推進・効果検証
- ②交流及び共同学習の充実
- ③通特交流の検証
- ④障がい者理解教育の推進

- 新 すべての教職員に対するインクルーシブ教育の理解研修の実施
- 新 モデル校によるインクルーシブ教育の効果検証
- 新 先進校への派遣研修の実施と研修の成果の共有
- 新 交流及び共同学習の実践の取りまとめと発信
- 新 特別支援学校のこどもの「副籍」の検討(居住地の学校との連携)
- 新 通特交流を経験した教員の授業力と対応力の向上に関する検証
- 新 交流及び共同学習の充実等に関する検証
 - ・ 自他の人権を尊重し多様性を認め合う態度を育む教育の実施
- 新 社会参加を支援する取組(イベントの周知)
 - ・ 市民への理解啓発

方針2 多様な学びの場の充実

【重点事項】

- ⑤通級指導教室の整備・拡充
- ⑥個に応じた多様な学びをめざす ICT 機器の活用
- ⑦医療的ケア児への支援体制の整備
- ⑧専門家の活用と支援の充実

- ・ 市立幼稚園の通級指導教室の拡充
- ・ 小・中学校の通級指導教室の整備・拡充
- ・ 高等学校の通級指導に係る体制整備
- ・ 特別支援教育に関するアプリの整備と活用推進
- ・ 読み書きに困難のあるこども等に対する音声教科書の活用推進
- ・ 入出力支援装置の整備
- ・ 学校看護師への研修の実施
- ・ 医療的ケア児への指導に関する教職員の連携体制整備
- 新 関係機関との連携による安定的な医療的ケア実施体制の整備
- ・ 特別支援学校や関係機関の職員の専門性を生かした研修の充実
- 新 関係機関と連携したこども支援
- 新 SC・SSW に対する研修の充実

方針3 切れ目ない一貫した支援体制の構築

【重点事項】

- ⑨早期からの教育相談体制の構築
- ⑩学びの場の柔軟な変更に向けた手続きの見直し

- 新 関係部局と連携した早期からの教育相談・支援体制の構築
 - ・ 学びの場の円滑な移行に向けた移行支援シート等の活用推奨
- 新 学びの場の変更に関する手続きの見直し
- 新 「就学相談資料(仮題)」の作成と活用

方針4 教職員の専門性の向上

【重点事項】

- ⑪通常の学級における特別支援教育の視点を生かした授業づくりの推進
- ⑫すべての教職員に対する特別支援教育研修の実施

- ・ 特別支援教育の視点を生かした授業づくり支援
- ・ 通常の学級におけるステップアップサポーターの活用促進
- 新 すべての教職員に対する特別支援教育研修の実施
- 新 経験やニーズに応じた専門研修の実施
- 新 研究会と連携した効果的な研修のあり方の検討

5 方針ごとの重点目標と取組の概要

(1)方針1 共に学ぶ教育の推進

学校園には、障がいのある子どもとない子どもを含め多様な子どもたちが在籍しています。子どもたちが、共に学ぶことで、互いに社会性を養い、豊かな人間性や多様性を尊重する心を育む必要があります。今後は、共に学ぶ教育を推進していくために、学校園でインクルーシブ教育に関する理解研修を行います。

また、第2次計画の成果として、交流及び共同学習が、「よかった」と感じている子どもが8割以上ありました。今後も交流及び共同学習や、子ども同士が共に触れ合う活動、障がい者理解のための体験活動等を推進します。そして、交流及び共同学習がさらに活性化するよう、先進的な実践を取りまとめ学校園に広げていきます。特別支援学校に在籍する子どもについては、自分の住む地域の子どもたちとのつながりが深まることをめざし、副籍の導入や実施可能な方法等について検討していきたいと考えます。

さらに、障がいのある子どもたちの社会参加を支援するため、余暇活動の充実につながるスポーツ大会やコンサート等のイベントの情報提供も行っていきます。

教職員については、共生社会を担う教職員の育成をめざし、第2次計画から「通特交流（研修）」を始めました。現在研修を修了した教職員も増えてきたことから、今後は事後研修等も位置づけ、貴重な経験が実践につながるよう支援していきます。同時に、通特交流のあり方や方法等についても改善していきたいと考えます。

一方、市民啓発としては、日々の授業や学校行事等において、校区の住民と特別支援学級等の子どもと触れ合う活動を推奨するとともに、教育委員会主催イベントとして、ハッピースマイル・アート・ギャラリー※の開催や啓発動画の配信等を行います。

【重点事項】

- ① インクルーシブ教育に関する理解推進・効果検証
- ② 交流及び共同学習の充実
- ③ 通特交流の検証
- ④ 障がい者理解教育の推進

重点事項	成果指標	R6年度	R10年度
①	インクルーシブ教育に関する学校園内での研修の実施率(対象:全学校園)	—	100%
② ④	障がい者理解に向けて、授業や学校行事等で取組を行った学校園の割合(対象:全学校園)	96.3%	100%

③	通特交流の経験が、授業力や対応力、交流及び共同学習の充実等に対する意識の向上につながったと感じている教員の割合 (対象:通特交流を修了した教職員)	—	80%
---	------------------------------------------------------------------------------	---	-----

(2)方針2 多様な学びの場の充実

第2次計画では、特別支援学級や通級指導教室等、その時々の子どもの教育的ニーズに応えられるよう多様な学びの場を整備するとともに、学級支援員や学校看護師の配置及び専門家等の派遣等を通して、学校園の支援体制の充実を図ってきました。中でも通級による指導に対するニーズは高く、現在巡回指導の活用も含め、子どもたちができるだけ身近な場所で指導が受けられるよう整備を行っています。特に情緒・LA 通級指導教室の希望者が増加していることから、順次拡充を進める考えです。併せて市立幼稚園における通級による指導についても令和4年度に策定された「まなび創造プログラム」のもと整備を進めます。

また、それぞれの学びの場での指導・支援の充実に向けて、引き続き ICT 機器を活用した学習活動の推進や、学級支援員や学校看護師等、専門的なスタッフの配置を行っていきます。しかし、近年の人手不足の状況は支援者の確保にも影響しており、他都市の事例も参考にしながら安定的な人員の確保に向けて研究していきます。

さらに、学校園では障がいのある子どもの自立と社会参加に向けて、どの学びの場においても主体的に行動する力の育成に取り組みます。教育委員会としては、そのための授業づくり支援や先進的な活動に関する情報提供等を積極的に行っていきます。また、障がいの重度化、多様化に対応できるよう特別支援学校の拠点機能や関係機関の事業等も活用しながら、それぞれの学びの場における教育の充実に努めます。

【重点事項】

- ⑤ 通級指導教室の整備・拡充
- ⑥ 個に応じた多様な学びをめざす ICT の活用
- ⑦ 医療的ケア児への支援体制の整備
- ⑧ 専門家の活用と支援の充実

重点事項	成果指標	R6年度	R10年度
⑤	小中学校において自校で通級指導を受けている児童生徒の割合 (対象:小・中学校)	小 51.5% 中 56.8%	小 70% 中 75%
⑥	ICT(音声教科書等)を活用し、個に応じた多様な学びを支援している学校の割合 (対象:小・中学校)	62.0%	80%

⑦ ⑧	関係機関（医療・福祉・行政サービス等）と連携し、支援の充実を図った学校園の割合 （対象：市立全学校園）	60.6%	80%
--------	--------------------------------------------------------	-------	-----

(3)方針3 切れ目ない一貫した支援体制の構築

第2次計画では、障がいのあるこどもたちがライフステージに応じて一貫した指導・支援が受けられるよう、学校園と関係機関が連携し、支援ネットワークの構築を進めてきました。取組を通して市内の学校園間で移行支援シートの活用が進んだことや、関係機関とともに、こどもたちへの支援ができるようになったことは一つの成果です。

課題としては、早期からの就学相談体制の構築が挙げられます。就学前段階で学校への相談の時期が早いほど、学校は受け入れの準備に余裕をもって取り組むこともできます。このことから、こども局や健康福祉局等の関係部局と連携し、乳幼児期の早い段階での相談を保護者に促し、学校と家庭が早期からつながることができるよう整えたいと考えます。

また、学校園で行われる就学相談では、本人・保護者に対し、就学や転学の手続きや特別な学びの場等に関する正確な情報提供が求められます。今後、就学相談や学びの場の検討の際に活用できる「就学相談資料（仮題）」を作成し、学校園、関係部局に提供します。

さらに、現在、就学相談から学びの場の決定まで時間がかかっている状況もあることから、他都市の事例等を参考にしながら丁寧かつ円滑な手続きについて検討していきます。

【重点事項】

⑨ 早期からの教育相談体制の構築

⑩ 学びの場の柔軟な変更に向けた手続きの円滑化

重点事項	成果指標	R6年度	R10年度
⑨	関係部局と連携して早期からの就学相談ができていない小学校の割合 （対象：全小学校）	68.4%	80%
⑩	「就学相談資料（仮題）」を活用して教育相談を行っている学校の割合 （対象：小中学校、あおば支援学校）	—	100%

(4)方針4 教職員の専門性の向上

全国的に特別支援教育の対象となるこどもが増加しており、文部科学省の調査では令和4年12月現在、通常の学級に特別な教育的支援を必要とするこどもが小中学校に推定値で8.8%、高等学校には2.2%在籍していることが示されました。また、特別支援学級や通級指導教室を利用することも年々増加しています。本市においても特別な教育的支援を必要とするこどもが増加傾向にあり、すべての教職員が、ユニバーサルデザインや合理的配慮の提供を前提とする学級経営及び授業づくりに取り組んでいかねばなりません。

そこで、「熊本市教員等の資質向上に関する指標」を踏まえ、こどもとかかわるすべての教職員に対し、特別支援教育研修を実施します。

また、特別支援教育における「個別最適な学び」と「協働的な学び」に関する知見や経験は、障がいの有無にかかわらず教育全体の質の向上に役立つと考えます。通常の学級における特別支援教育の視点を生かした授業を学校園に広げるとともに、より多くの教員が特別支援学級等での指導を経験できるよう「通特交流」等のOJT研修の活性化を図ります。

さらに、特別支援学級や通級指導教室、特別支援学校では、近年新任の担当者が増えてきたことから、メンター制度の充実を図ります。また特別支援学校や関係機関、各種研究会とも連携しながら経験年数やニーズに応じた研修の場を提供していきます。

【重点事項】

- ⑪ 通常の学級における特別支援教育の視点を生かした授業づくりの推進
- ⑫ すべての教職員に対する特別支援教育研修の実施

重点事項	成果指標	R6年度	R10年度
⑪	学校園全体で特別支援教育の視点を生かした授業づくりに取り組んでいる学校園の割合 (対象:全学校園)	38.7%	80%
⑩⑫	特別支援教育に関する研修会への受講率 (対象:全学校園の全教員)	91.0%	100%

第Ⅲ章 重点事項と具体的な取組の内容

1 取組の内容一覧

笑顔いきいきプランの重点目標と具体的な取組は、以下のとおりです。下表にある「取組の内容」の系統性について、第2次計画から継続して取り組むものには「継続」、これまでの反省をもとに改善を加えたものには「発展」、新しく取り組むものには「新規」と示しています。

重点事項	系統性	取組の内容	関係課
① インクルーシブ教育に対する理解推進・効果検証	新規	① すべての教職員に対するインクルーシブ教育の理解研修の実施	教育政策課 総合支援課 教育センター
	新規	② モデル校によるインクルーシブ教育の効果検証	
	新規	③ 先進校への派遣研修の実施と研修の成果の共有	
② 交流及び共同学習の充実	新規	① 交流及び共同学習の実践の取りまとめと発信	学務支援課 教育センター 総合支援課 指導課 人権教育指導室
	新規	② 特別支援学校のこどもの「副籍」の検討（居住地域の学校との連携）	
③ 通特交流の検証	新規	① 通特交流を経験した教員の授業力と対応力の向上に関する検証	教職員課 教育センター 総合支援課
	新規	② 交流及び共同学習の充実等に対する意識改革	
④ 障がい者理解教育の推進	継続	① 自他の人権を尊重し多様性を認め合う態度を育む教育の実施	総合支援課 障がい福祉課 地域教育推進課 こども発達支援センター 人権教育指導室
	新規	② 社会参加を支援する取組（イベントの周知）	
	継続	③ 市民への理解啓発	
⑤ 通級指導教室の整備・拡充	発展	① 市立幼稚園のあゆみの教室・ことばの教室の拡充	指導課 教育センター 教職員課 学校施設課 総合支援課
	発展	② 小・中学校の通級指導教室の整備・拡充	
	発展	③ 高等学校の通級指導に係る体制整備	
⑥ 個に応じた多様な学びをめざす ICT 機器の活用	発展	① 特別支援教育に関するアプリの整備と活用推進	総合支援課 教育センター 指導課
	発展	② 読み書きに困難のあるこども等に対する音声教科書の活用推進	

	継続	③ 入出力支援装置の整備	
⑦ 医療的ケア児への支援体制の整備	継続	① 学校看護師への研修の実施	総合支援課 保育幼稚園課 障がい福祉課 健康教育課 放課後児童育成課
	継続	② 医療的ケア児への指導に関する教職員の連携体制整備	
	新規	③ 関係機関との連携による安定的な医療的ケア実施体制の整備	
⑧ 専門家の活用と支援の充実	継続	① 特別支援学校や関係機関の職員の専門性を生かした研修の充実	こども発達支援センター 障がいサービス課 教職員課 総合支援課
	発展	② 関係機関と連携したこども支援	
	新規	③ SC・SSW に対する研修の充実	
⑨ 早期からの就学相談体制の構築	新規	① 関係部局と連携した早期からの教育相談・支援体制の構築	指導課 保育幼稚園課 保健こども課 こども発達支援センター 障がいサービス課 総合支援課
	発展	② 学びの場の円滑な移行に向けた移行支援シート等の活用推奨	
⑩ 学びの場柔軟な変更に向けた手続きの円滑化	新規	① 学びの場の変更に関する手続きの見直し	総合支援課 学務支援課
	新規	② 「就学相談資料(仮題)」の作成と活用	
⑪ 通常の学級における特別支援教育の視点を生かした授業づくりの推進	発展	① 特別支援教育の視点を生かした授業づくり支援	総合支援課 教育センター
	発展	② 通常の学級におけるステップアップサポーターの活用促進	
⑫ すべての教職員に対する特別支援教育研修の実施(教員、学級支援員)	新規	① すべての教職員に対する特別支援教育研修の実施	総合支援課 教育センター こども発達支援センター
	新規	② 経験やニーズに応じた専門研修の実施	
	新規	③ 研究会と連携した効果的な研修のあり方の検討	

【基本目標】共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実

方針1

共に学ぶ教育の推進

方針2

多様な学びの場の充実

方針3

切れ目ない一貫した支援体制の構築

方針4

教職員の専門性の向上

① インクルーシブ教育に対する理解推進・効果検証

取組の内容	<p>① すべての教職員に対するインクルーシブ教育の理解研修の実施【新規】 ② モデル校によるインクルーシブ教育の効果検証【新規】 ③ 先進校への派遣研修の実施と研修の成果の共有【新規】</p>			
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本市教育振興基本計画の基本方針（2）こども一人ひとりを尊重した教育の推進の方向性の一つとして「インクルーシブ教育の推進」を示した。具体的な推進の方向性について検討していかなければならない。 ・インクルーシブ教育に関し、すべての教職員を対象とした研修はこれまで実施していない。今後は基本的な知識や考え方について、すべての教職員が学ぶ機会を設ける必要がある。 ・インクルーシブ教育の具体的な実践を全国の先進校から学び、市内の教職員と共有する機会が必要である。 			
計画	<p>① すべての教職員に対するインクルーシブ教育の理解研修の実施 ・インクルーシブ教育に関する基本的な知識や考え方に関する研修を全校園で実施し、すべての教職員の理解と実践化を図る。教育センター主催のSD研修の中にもインクルーシブ教育に関する内容を位置付ける。</p> <p>② モデル校によるインクルーシブ教育の効果検証 ・インクルーシブ教育の効果検証を行うモデル校を選定し、「障がいのあるこどもとないこどもが共に学び合うための授業改善」「多様な学びの場の活用」「インクルーシブ教育への理解推進」「必要な支援体制の整備」等の視点から取組の成果を検証する。</p> <p>③ 先進校への派遣研修の実施と研修の成果の共有 ・教員をインクルーシブ教育の先進校に派遣し、教育推進のリーダーとして育成する。また研修の成果は、校内及び市全体で共有し取組の活性化を図る。</p>			
今後のスケジュール	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	研修コンテンツの作成と研修の実施	研修の実施・検証・改善		
	モデル校の選定	試行	試行・検証	
先進校への派遣・研修の成果の共有				

【基本目標】共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実

方針1

共に学ぶ教育の
推進

方針2

多様な学びの場の
充実

方針3

切れ目ない一貫した
支援体制の構築

方針4

教職員の専門性の
向上

②交流及び共同学習の充実

取組の内容	<p>① 交流及び共同学習の実践の取りまとめと発信 【新規】</p> <p>② 特別支援学校のこどもの「副籍」の検討（居住地域の学校との連携）【新規】</p>			
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校では、特別支援学級と通常の学級の間で交流及び共同学習が積極的に行われており、こども同士が共に学び合う中で相互理解を深めている。しかし、こどもを支援する職員不足や、担任同士の打ち合わせ時間の確保等の課題があるため、校内での連携の在り方等の工夫が求められる。 ・特別支援学校と小中学校との間では居住地交流が行われている。実施にあたっては教師の引率や保護者の送迎等が必要であり、回数に限られてしまう。準備の時間も含め活動に係る時間の確保の難しさ等がある。 			
計画	<p>① 交流及び共同学習の実践の取りまとめと発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級、通級指導教室主任会で交流及び共同学習の実践に向けた目的や留意点等について周知するとともに、動画コンテンツで全教員が視聴できるようにすることで、教職員同士の連携強化とともに交流及び共同学習の組織的、計画的、継続的な実施をめざす。 ・各学校で実施されている交流及び共同学習の効果的な実践例や運営上の工夫点等を取りまとめ、学校園に発信する。 <p>② 特別支援学校のこどもの「副籍」の検討（居住地域の学校との連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校に通うこどもと、居住校区のこどもとの相互理解を進めるため、副籍の導入について検討する。 ・特別支援学校と小中学校の間で継続的、効果的に実施できる副籍の形についてモデル校を設定し、検討、試行する。 			
今後のスケジュール	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	各学校の実践の集約		動画コンテンツの作成・公開	
	副籍の導入、実施方法等の検討		計画・試行・見直し	

【基本目標】共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実

方針1

共に学ぶ教育の
推進

方針2

多様な学びの場の
充実

方針3

切れ目ない一貫した
支援体制の構築

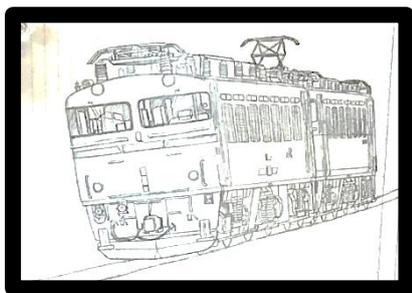
方針4

教職員の専門性の
向上

③ 通特交流の検証

取組の内容	<p>① 通特交流を経験した教員の授業力と対応力の向上に関する検証【新規】</p> <p>② 交流及び共同学習に対する意識に関する検証【新規】</p>			
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・通特交流での経験は、特別支援学級または通常の学級の担任としての専門性の向上につながると考えられる。取組のさらなる充実に向けて、その効果について検証する機会を設ける必要がある。 ・異動による通特交流における3年間の担任経験や授業等の経験は、通常の学級と特別支援学級と双方の立場から交流及び共同学習のあり方を見直すことができ、今後効果的な実践につながるものと思われる。 			
計画	<p>① 通特交流を経験した教員の授業力と対応力の向上に関する検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年間の異動による通特交流を終えた教員は、再びもとの学級種に戻り担任をしている。通特交流を終えた教員にとって、実際に授業力の向上や障がいのあるこどもへの対応力の向上等につながっているか、研修報告等を通じて検証し、成果や改善点を整理する。 <p>② 交流及び共同学習に対する意識に関する検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートや事後研修を実施するなど、受講者自身が共生社会を担う教職員として専門性や意識が高まったかを振り返る機会を設定する。 (特別支援学級等の担任が、通常の学級担任の経験をする場合も上述と同じように考える。) 			
今後のスケジュール	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	<div style="background-color: #ffcc00; border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 100%;">通特交流受講者へのアンケート調査の実施と事後研修の開催</div>			
		<div style="background-color: #ffcc00; border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 75%;">研修計画の見直し</div>		

R6 ハッピースマイル・アートギャラリー展示作品



「EF81+EF81」



「ミノバト」

【基本目標】共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実

方針1

共に学ぶ教育の推進

方針2

多様な学びの場の充実

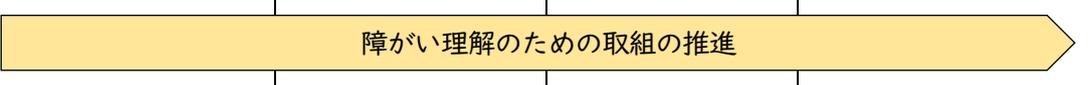
方針3

切れ目ない一貫した支援体制の構築

方針4

教職員の専門性の向上

④障がい者理解教育の推進

取組の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 自他の人権を尊重し多様性を認め合う態度を育む教育の実施【継続】 2 社会参加を支援する取組（イベントの周知）【新規】 3 市民への理解啓発【継続】 			
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・調査の結果、9割近くの学校で障がい者理解教育が実施されている。差別やいじめのない社会をめざし、自他の人権を尊重する教育のより一層の充実が必要である。 ・毎年、ハッピースマイル・アートギャラリーを開催している。令和6年度は来場者が3000人を超え、年々関心が高まってきている。また、運営面で総合ビジネス専門学校の協力もあり、間接的な交流が実現している。 ・市民への特別支援教育の理解に向けて啓発リーフレットの配布や、Kumamoto Education Week*において共生社会の実現に向けたコンテンツを作成し、配信している。 			
計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 自他の人権を尊重し多様性を認め合う態度を育む教育の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の充実を図り、自他を認め合う態度の育成に取り組む。 ・学校園に対し、こどもや保護者、地域住民を対象とした障がい疑似体験や交流活動の実施を推進する。 ・手話イベントや手話を掲載した人権カレンダーを学校園へ配付し、手話の理解啓発に努める。 2 社会参加を支援する取組（イベントの周知） <ul style="list-style-type: none"> ・関係部局と連携し、障がいのあるこどもが参加できるイベント（スポーツ大会や音楽祭等）の学校への周知を通して、障がいのあるこどもの社会参加を支援する。 3 市民への理解啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・「ハッピースマイル・アートギャラリー」や「特別支援教育リーフレット」、「Kumamoto Education Week」におけるコンテンツ、講演会や研修会等を広く周知し、市民に対し特別支援教育に関する理解と啓発を図る。 			
今後のスケジュール	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
				



【ハッピースマイル・アートギャラリー】

【基本目標】共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実

方針1

共に学ぶ教育の
推進

方針2

多様な学びの場の
充実

方針3

切れ目ない一貫した
支援体制の構築

方針4

教職員の専門性の
向上

⑤通級指導教室等の整備・拡充

取組の内容	<ol style="list-style-type: none"> ① 市立幼稚園の通級指導教室の拡充【発展】 ② 小・中学校の通級指導教室の整備・拡充【発展】 ③ 高等学校等における通級指導に係る体制整備【発展】
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市立幼稚園では令和4年度策定の「まなび創造プログラム」のもと、園内支援体制の整備を進めており、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが共に学び合っている。通級による指導も5園で行われており、ことばの教室が11教室、あゆみの教室が3教室設置されている。 ・小中学校では、通級による指導のニーズは高く、こどもが身近な場所で指導を受けることができるよう通級指導教室の増設や巡回指導（試行）を行っている。 ・高等学校等における特別支援教育の活性化に向け、校内体制の整備やリーダーの育成、指導力向上研修の実施等、具体的な取組が必要である。 ・高等学校と特別支援学校が連携し、通級による指導を試行的に実施した。担当者間で指導方法を共有することで、それぞれの専門性が高まっている。 ・熊本市教育振興基本計画のもと、障がいのあるなしにかかわらず相互に理解し合い共に学ぶ教育の推進が求められており、そのためには、通常の学級に在籍し、一部支援を必要としている児童生徒に対して、障がい等に応じた特別な指導を行う通級指導教室の拡充が求められている。
計画	<ol style="list-style-type: none"> ① 市立幼稚園の通級指導教室の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・まなび創造プログラムの計画をもとに、熊本市内に所在する幼稚園・認定こども園等に通う幼児の保護者を対象としたニーズ調査を実施し、今後の幼稚園通級指導教室の拡充を検討する。 ② 小・中学校の通級指導教室の整備・拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級に在籍し、一部支援を必要としているこどもが、自校で、通級指導を受けることができるよう、既存のLD・ADHD通級指導教室と情緒通級指導教室を順次統合し、情緒・LA通級指導教室を整備していくとともに、引き続き巡回指導体制を含めた通級指導教室の拡充を検討する。 ③ 高等学校等における通級指導に係る体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・校内支援の方向性を明確化するために、各校で「特別支援教育に関するガイドライン」の作成に取り組む。全職員が特別支援教育の目的や内容を共有し、協力して支援に臨めるような体制づくりを行う。

計画	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の教育的ニーズの把握に努め、校内で自立活動の指導やカウンセリング等が実施できる体制を整えていく。(合理的配慮の一つとして、引き続き特別支援学校のセンター的機能を活用し、教育課程外で通級による指導を実施する。) ・コーディネーター連絡会を開催し、ガイドラインに基づいて個別の教育支援計画の作成状況や引継状況、合理的配慮の提供の実施状況等の共有や振り返りを行う。 ・個別の教育支援計画等の引継ぎ内容の活用を推進し、高等学校等における支援の充実を図る。
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
今後のスケジュール	ニーズ調査・検討	幼稚園の通級指導教室拡充		
	計画周知	情緒・LA通級指導教室 統合・拡充		
	特別支援教育ガイドラインの作成	実践例の紹介・実践の活性化		

R6 ハッピースマイル・アートギャラリー展示作品



「ありがとうの花」



「あおばの星空」

【基本目標】共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実

方針1

共に学ぶ教育の推進

方針2

多様な学びの場の充実

方針3

切れ目ない一貫した支援体制の構築

方針4

教職員の専門性の向上

⑥個に応じた多様な学びをめざす ICT 機器の活用

取組の内容	<p>① 特別支援教育に関するアプリの整備と活用推進【発展】 ② 読み書きに困難のある子ども等に対する音声教科書の活用推進【発展】 ③ 入出力支援装置の整備【継続】</p>			
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末や電子黒板等の ICT 機器は、心身の障がいによる学習上の困難に対し主体的な学びやコミュニケーションを支援する道具となっている。授業でも、読み書きが困難な子どもをはじめ、その他支援を必要とする子どもの実態に応じ ICT 機器の活用が進められている。 ・「音声教科書※」の利用者数が増加している。 (R3年度:292人⇒R6年度:636人) ・多様な子どもの主体的な学びを確実なものにしていくために、教員の ICT 機器を活用した指導の質の向上が求められている。 ・ICT 支援員※が教職員の求めに応じ、子どもの主体的な学びを支援するアプリを開発したり、ICT 機器の活用支援を行ったりしている。 			
計画	<p>① 特別支援教育に関するアプリの整備と活用推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校からの求めに応じ、授業や学級経営等で活用するアプリの整備を行う。 ・担当者研修会やトークルーム等の機会を通じて、導入したアプリの紹介や、タブレット端末の具体的実践を共有するなど、全体的な活用促進を図る。 <p>② 読み書きに困難のある子ども等に対する音声教科書の活用推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読み書きの困難のある子どもや外国にルーツのある子ども等が、分かる楽しさを実感し、主体的に学習に向かうことができるよう音声教科書の積極的な活用を促す。 ・希望する子どもが速やかに音声教科書を利用できるようにするために、教育委員会が一括して手続きを行う。 <p>③ 入出力支援装置の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体に障がいがある子どもが自ら情報機器を操作できるように、入出力支援装置(スイッチやインターフェイス等)を整備する。子どもが主体的に授業に参加したり、友達と一緒に学んだりできる環境を整える。 			
今後のスケジュール	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
<p style="text-align: center;">ICT 機器の環境整備と具体的実践の共有、学校園への活用促進</p>				

【基本目標】共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実

方針1

共に学ぶ教育の推進

方針2

多様な学びの場の充実

方針3

切れ目ない一貫した支援体制の構築

方針4

教職員の専門性の向上

⑦医療的ケア児への支援体制の整備

取組の内容

- ① 学校看護師への研修の実施【継続】
- ② 医療的ケア児への指導に関する教職員の連携体制整備【継続】
- ③ 関係機関との連携による安定的な医療的ケア実施体制の整備【新規】

現状と課題

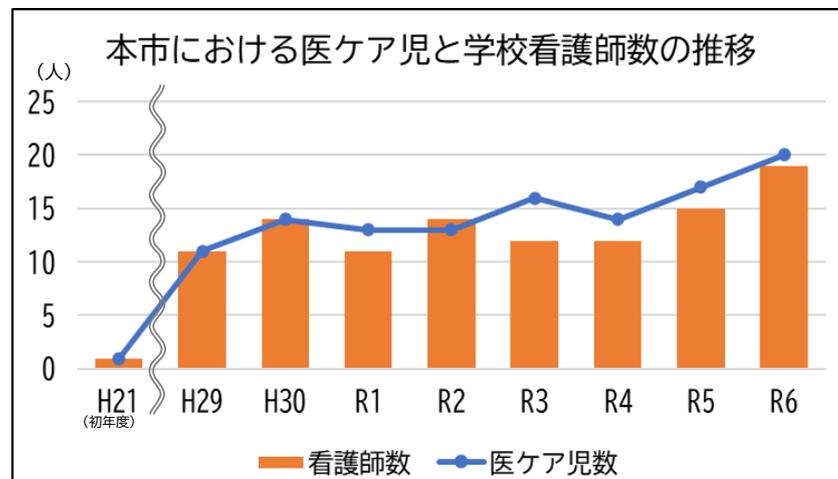
- ・医療的ケア児はもちろん、保護者や学校園が安心して学校生活に臨めるよう環境整備を行っている。
- ・学校園における医療的ケアに対する総括的な意見を聴取する場として、関係部局や医療関係者、学校長、保護者の代表者などで構成される「熊本市立学校における医療的ケア運営協議会」を設置している。
- ・学校看護師に対しては、特別支援教育の考え方や実際の支援の方法等の講話に加え、病院とは異なる環境で働く学校看護師の不安を軽減できるような研修内容を取り入れている。
- ・医療技術の進歩とともに、市立幼稚園、学校に在籍する医療的ケア児は、受入れ初年度の平成21年度以降年々増加しており、今後一層増加する見込みである。一方で、全国的に医療的ケア看護職員の確保が難しい状況となっており、本市も同様の状況となっている。



熊本市立学校における医療的ケア運営協議会の様子



医療的ケア看護職員研修会の様子



計画	<p>① 学校看護師への研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様化する医療的ニーズに対応するため、県医療的ケア児支援センターをはじめ、関係機関と連携して研修を実施する。 ・研修では、学校看護師のニーズを事前に把握し、日ごろの悩みや個別の事例等に対応できる内容を取り扱う。 <p>② 医療的ケア児への指導に関する教職員の連携体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校看護師と教職員との連携の在り方について、管理職研修や校内研修、ケース会議等を通じて周知する。 ・学校園に対し、医療的ケア児に対する合理的配慮についての情報を提供し、学びの場の選択が限定されないよう環境を整備する。 <p>③ 関係機関との連携による安定的な医療的ケア実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア運営協議会において、医療的ケア児に対する適切な支援等について意見交換や情報共有を行う。その中で出された意見をもとに、学校園が安心して医療的ケア児を受け入れることができるよう、医療的ケア実施校に配付している医療的ケアガイドラインの見直しや環境整備に取り組む。 ・県医療的ケア児支援センターとの連携を強化し、未就学の医療的ケア児に関する情報を早期に把握し、医療的ケア看護職員の安定的な確保をめざす。 ・県や他都市と連携し、今後の医療的ケア体制のあり方について情報交換を行う。 ・全国的な看護師不足に対応していくため、他都市の事例も参考にしながら、医療的ケアを安定的に実施できる体制についても研究していく。 			
	今後のスケジュール	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	県医療的ケア児支援センター、医療的ケア校長園長等との連携		看護師研修の実施	
	看護師確保の先進的事例の集約・検討		新たな看護師配置の実施	

R6 ハッピースマイル・アートギャラリー展示作品



「カラフルな花たち」



「やきいもアツアツ」

【基本目標】共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実

方針1

共に学ぶ教育の推進

方針2

多様な学びの場の充実

方針3

切れ目ない一貫した支援体制の構築

方針4

教職員の専門性の向上

⑧ 専門家の活用と支援の充実

取組の内容	<p>① 特別支援学校や関係機関の職員の専門性を生かした研修の充実【継続】 ② 関係機関と連携したこども支援【発展】 ③ SC・SSW に対する研修の実施【新規】</p>			
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 平成さくら支援学校やあおば支援学校が開催する作業学習や自立活動等の研修会は、学校園の担当者のスキルアップにつながっている。 「笑顔いきいき特別支援教育推進事業」の巡回相談については学校園からの依頼が年々増加している。こども発達支援センター職員（言語聴覚士、心理相談員、作業療法士等）が同行する場合もあり、成果が見られた。 障がい福祉課の事業（保育所等訪問支援事業等）において、障がい福祉サービス事業所が学校園を訪問する機会が増えてきた。事業の目的やルールが互いに共有されておらず支援が十分に進まない場合もある。 本市では SC 48 名、SSW 21 名を各学校に配置している。家庭や学校と連携して配慮が必要なこどもの支援を行っており、特別支援教育に関する情報提供が求められる場合もある。 			
計画	<p>① 特別支援学校や関係機関の職員の専門性を生かした研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校の専門性を生かした研修は、教職員の専門性の向上に大いに役立っていることから引き続き協力を依頼する。 特に身体的な支援や介助を必要とするこども等に対しては、専門的な知識や技術が求められることから、特別支援学校の巡回相談員や医療機関職員、こども発達支援センター職員等と連携した支援を促す。 特別支援教育担当者研修会において、特別支援学校やこども発達支援センター職員に講話や助言等を依頼する。 <p>② 関係機関と連携したこども支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校園と障がい福祉サービス事業所が相互に関係構築に努めながら、こどもを支える体制が整えられるよう支援する。 特別支援教育コーディネーター研修会は、こども発達支援センターと共催で実施する。近隣の障がい福祉サービス事業所にも参加を呼びかけ、職員間の顔の見える連携を強化し、支援の充実を図る。 <p>③ SC・SSW に対する研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育の方向性や取組を共通理解し、本人・保護者等に対し特別支援教育の情報提供が行えるよう研修を実施する。 			
今後のスケジュール	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度

【基本目標】共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実

方針1

共に学ぶ教育の
推進

方針2

多様な学びの場の
充実

方針3

切れ目ない一貫した
支援体制の構築

方針4

教職員の専門性の
向上

⑨ 早期からの教育相談体制の構築

取組の内容	<p>① 関係部局と連携した早期からの教育相談・支援体制の構築【新規】</p> <p>② 学びの場の円滑な移行に向けた移行支援シート等の活用推奨【発展】</p>			
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の学校で、入学前の健康診断まで入学してくるこどもの状況を把握できなかったケースがあった。入学前の体制整備を図るうえで、こども局や健康福祉局等と連携し、早期からの情報収集が必要である。 ・SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）、巡回相談員等の専門家の活用は学校園に定着しつつある。他に障がい福祉課が所管する「児童発達支援事業」や「保育所等訪問支援事業」等を通じ専門家と連携している学校園もある。 ・「移行支援シート」の内容を含んだ「個別の教育支援計画」の様式を新たに作成し、「小学校→中学校（あおば支援学校）」間での電子データの引継ぎを可能とした。その結果、幼稚園→小学校→中学校（あおば支援学校）への引継ぎは定着してきている。しかし、「中学校」→「高等学校」の引継ぎは活性化を図る必要がある。 			
計画	<p>① 関係部局と連携した早期からの教育相談・支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校とこども局や健康福祉局等と連携を強化し、可能な範囲での情報共有や早期からの教育相談の実施に向け体制を整える。 ・特別支援連携協議会において、本市の現状や課題を共有し、関係者間の連携を強化する。学校園に対し関係機関との連携を促し、専門家と一緒にこどもの指導を行うことを推進する。 <p>② 学びの場の円滑な移行に向けた移行支援シート等の活用推奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と関係機関の連携や幼児期から就労段階までの引継ぎの重要性や移行支援シートの活用の有用性について、就学説明会や研修会等、様々な機会を通じて教職員、保護者、関係機関等へ周知する。 			
今後のスケジュール	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	関係部局との調整 試行	関係部局との情報交換 支援体制の構築 教育相談		
	学校と関係機関が連携した移行支援シート等の作成と活用促進			

【基本目標】共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実

方針1

共に学ぶ教育の推進

方針2

多様な学びの場の充実

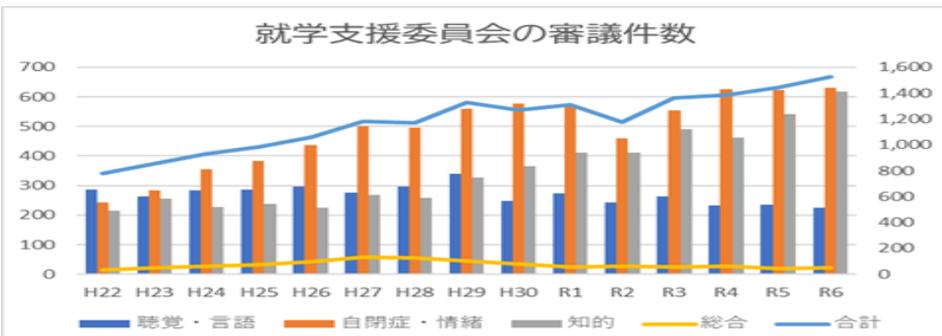
方針3

切れ目ない一貫した支援体制の構築

方針4

教職員の専門性の向上

⑩ 学びの場の柔軟な変更に向けた手続きの円滑化

取組の内容	<p>① 学びの場の変更に関する手続きの見直し【新規】 ② 「就学相談資料（仮題）」の作成と活用【新規】</p>			
現状と課題	<p>・本市の就学支援委員会*における審議件数は下グラフのとおり右肩上がりである。増加に伴い、教育相談から学びの場の決定までに多くの時間を要している。</p>  <p>・就学、転学にかかる手続きの効率化や、学びの場の決定までに要する時間の短縮について、就学支援委員会と連携しながら研究していく必要がある。</p> <p>・教育相談は、相談を受ける担当者の知識や経験に依る部分も大きい。どの学校園でも本人、保護者が求める情報を提供できるよう、学びの場の種類や学びの場の特徴、就学までの手続き等をまとめた資料を整備する必要がある。</p>			
計画	<p>① 学びの場の変更に関する手続きの見直し</p> <p>・多様な教育的ニーズに対応するため、関係部局や関係機関との連携を見直し、就学支援委員会の効率化と円滑な運営につなげる。</p> <p>・「通級による指導」を希望して通級指導教室での指導が始まるまでの時間短縮を図るため、教育相談から就学支援委員会の判断までの手続きを見直し、運用に向けて試行と検証を行う。</p> <p>② 「就学相談資料（仮題）」の作成と活用</p> <p>・学びの場の種類や学びの場の特徴、学びの場の変更の手続き等を分かりやすくまとめた「就学相談資料（仮題）」を作成、配布して、学校における教育相談の場で共通理解を図りながら合意形成を進めることができる体制を整備する。</p>			
今後のスケジュール	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	就学・転学等の手続きの見直し 試行		手続きの検証・改善	
	就学相談資料作成	就学相談資料配布・活用推進		

【基本目標】共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実

方針1

共に学ぶ教育の
推進

方針2

多様な学びの場の
充実

方針3

切れ目ない一貫した
支援体制の構築

方針4

教職員の専門性の
向上

①通常の学級における特別支援教育の視点を生かした授業づくりの推進

合取組の内容	<p>1 特別支援教育の視点を生かした授業づくり支援【発展】</p> <p>2 通常の学級におけるステップアップサポーターの活用促進【発展】</p>			
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査の結果、通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要なこどものうち、約7割のこどもに個別の教育支援計画が作成されている。 ・ 通常の学級で行われている合理的配慮の例として、視覚的支援やこどもの座席位置の工夫、ICT機器の活用等が挙げられる。さらなる支援の充実に向けて、こどものつまずきの背景を探り、適切な支援につなぐ必要がある。 			
計画	<p>1 特別支援教育の視点を生かした授業づくり支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業づくり支援訪問では学校園に教育センターと総合支援課の指導主事が出向き、授業づくりやこども支援の助言を行う。その際、通常の学級担任に対し、「授業づくりを支える特別支援教育の視点」を共有し、実践化を図る。 ・ 通常の学級に在籍する特別な配慮が必要なこどもに対する個別の指導計画の作成と活用を推進し、こどもが授業等で合理的配慮を受けることができるようにする。 ・ 「熊本市教員等の資質向上に関する指標」に基づき、経年者研修において、特別支援教育の視点を生かした授業に関する研修を位置付ける。研修を通してこれまでの授業を振り返り、支援スキルのさらなる向上を図る。 <p>2 通常の学級におけるステップアップサポーターの活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業づくり支援訪問では、特別支援教育及び教科等のステップアップサポーターが「特別支援教育の視点を生かした授業づくり」について、担任や担当者に直接助言を行う。 ・ 通常の学級担任の特別支援教育に対する理解と対応力の向上を図るため、校内研修等で特別支援教育のステップアップサポーターのさらなる活用を促す。 			
今後のスケジュール	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	視点の周知	視点や推進内容の見直し 実践化		
	授業づくり支援訪問や全員研修の実施		ステップアップサポーター活用推進	

【基本目標】共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実

方針1

共に学ぶ教育の
推進

方針2

多様な学びの場の
充実

方針3

切れ目ない一貫した
支援体制の構築

方針4

教職員の専門性の
向上

⑫ すべての教職員に対する特別支援教育研修の実施(教員、学級支援員)

取組の内容	<p>① すべての教職員に対する特別支援教育研修の実施【新規】</p> <p>② 経験やニーズに応じた専門研修の実施【新規】</p> <p>③ 研究会と連携した効果的な研修のあり方の検討【新規】</p>														
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度調査では、1年間で8割の教職員が特別支援教育に関する研修を受講している。こどもとかかわるすべての教職員の専門性の向上とさらなるスキルアップを図っていく必要がある。 ・研修の効果を高めるために、経験や学校・学級等のニーズに応じた計画的な研修の実施が求められる。 ・下表のとおり、特別支援学級数の増加やベテランの担当者の退職等により、担当3年目までの担当者の割合が高くなっている。 <p>◎R6 特別支援教育担当経験年数別の割合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>3年以内</th> <th>4~5年目</th> <th>6~10年目</th> <th>11~15年目</th> <th>16~20年目</th> <th>21年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合</td> <td>36.8%</td> <td>9.8%</td> <td>16.3%</td> <td>13.5%</td> <td>11.7%</td> <td>11.8%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・経験の浅い担当者が安心して授業や学級経営に臨めるように身近に助言がもらえるベテラン教諭の位置づけが必要である。 		3年以内	4~5年目	6~10年目	11~15年目	16~20年目	21年以上	割合	36.8%	9.8%	16.3%	13.5%	11.7%	11.8%
	3年以内	4~5年目	6~10年目	11~15年目	16~20年目	21年以上									
割合	36.8%	9.8%	16.3%	13.5%	11.7%	11.8%									
計画	<p>① すべての教職員に対する特別支援教育研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校で「特別支援教育研修の年間計画」を作成し、年間を通じた特別支援教育研修を実施する。管理職を含む、こどもとかかわるすべての教職員が特別支援教育に関する研修を受講し、専門性の向上を図る。 ・受講者のニーズに応じて研修を選択できるように、集合研修はもちろん、専門研修や動画配信研修(ハピスマ・ラボ[※])等の活用の充実を図る。 ・授業づくり支援訪問やステップアップサポーターの活用をとおして全ての学級で特別支援教育の視点を生かした授業づくりの定着を図る。 <p>② 経験やニーズに応じた専門研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園については、教育・福祉連携コーディネーターと特別支援教育コーディネーターの連携を強化し、園内特別支援教育研修の充実を図る。 ・経験の浅い担当者が、巡回相談員や近隣学校のベテラン担当者等をメンターとして活用し、必要に応じて助言が受ける仕組みを整備する。また、トークルーム[※]を定期的実施し、講話や情報交換等を通し、指導力の向上を図る。 ・特別支援教育の先進校視察や発達検査法の習得等を目的としたスキルアップ派遣研修、特別支援教育免許取得のための国内留学を実施する。また、実施後には、研修報告会において研修の成果を共有し、全体的な専門性の向上を図る。 ・特別支援教育担当者に対し、こどもの情緒面等の指導支援の充実を図る 														

計画	<p>め、アセスメントに基づいた自立活動の指導の専門性向上を目的とした研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職研修会や特別支援教育コーディネーター研修会をとおして、校内支援体制構築の充実を図る。 ・特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校担当者の専門性の向上の一環として、特別支援学校教諭免許講習の受講を促す。その際、専門性の向上に役立つことや受講しやすくなった点についても周知する。 <p>③ 研究会と連携した効果的な研修のあり方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当者の指導力の向上に向け、教育委員会と特別支援教育関連の研究会と連携しながら、効果的な研修のあり方について検討し、情緒・LA教室への統合を見据えた専門研修を実施する。 				
	今後のスケジュール	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度

○主な研修等(令和6年度実施)

研修名	実施月等	対象者	方法	主な研修内容
特別支援学級・通級指導教室及び特別支援学校新任担当者研修会	4月	・特別支援教育推進新規採用教諭(初任者) ・熊本市で初めて特別支援学級等を担当する教諭及び講師	参集 オンライン	新任担当者に向けて実施。こどもとのかかわり方や学級経営等について理解を深め、専門性の向上を図る。 ○全体講話:「特別支援学級・通級指導教室及び特別支援学校担当者に求められるもの」 ○分科会:学校・学級種により、7つの分科会を開催する。
特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室担当者研修会	8月	・特別支援学級、通級指導教室担当教員及び特別支援学校担当教員 ・希望者	動画視聴 参集 オンライン	社会の変化に対応した専門的な指導法の研修等を通じて、障がいの状況に応じたきめ細かな支援ができるよう指導力と資質の向上を図る。 ○全体講演:「自立活動に基づくアセスメントと指導について」 ○分科会:経験・希望等により、7つの分科会を開催する。
特別支援教育コーディネーター研修会	8月	・特別支援教育コーディネーター ・受講希望者 ・関係機関職員	参集 オンライン	特別な教育的支援を要するこどもへの支援の質や対応力等を高めることを目指し、ブロックごとに分かれて研修を行う。こども発達支援センターと連携し、地域の関係機関等も参加する。 ○全体講演:「支援の充実に向けたケース会議の具体について」 ○分科会:各会場でのグループ協議
特別支援教育動画研修(ハピスマ・ラボ)	通年	・すべての教職員	動画視聴	特別支援教育関連の研修動画コンテンツ集から自身のニーズにあった内容を選択できるようになっており、校内研修や自己研鑽等に活用する。
授業づくり支援訪問	2年に1回	・すべての教員	各学校	すべての教員が授業を公開し、指導主事が特別支援教育の視点で評価・助言を行い、授業力向上を図る。また、通常の学級における特別支援教育の視点を生かした授業づくりについて、教育センターと連携し指導・助言を行う。
SD 活性化希望研修 I (特別支援教育専門研修)	通年	・受講希望者 (2・3年目研修の選択研修を兼ねる)	オンライン	特別支援学級・通級担当者の実践発表や、大学教授や医師等の専門家による講話を行う。
スキルアップ派遣研修	7月～12月	・学校推薦等	派遣	県内外(市内を含む)の学校や教育機関等へ5日間派遣する。先進校の取組を間近で見たり、発達検査等の技術を学んだりすることができる。研修の成果を事後の研修会で教職員に広げる取組も行っている。
国内留学生派遣研修	通年	・学校推薦等	派遣	特別支援教育に携わる教員を大学に1年間派遣し、特別な教育的支援を要するこどもの指導・支援について、その資質と指導力の向上を図る。
Kumamoto Education Week (特別支援教育)	1月	・教職員 ・市民	オンライン	研究員活動の実践発表をきっかけに、大学教授や市内小学校長、教諭が行ったトークセッションの様子(動画)をホームページに公開する。
トークルーム	通年 (月1回程度)	・希望者	オンライン	特別支援教育に関する悩み相談や実践交流等、参加者のニーズに応じた内容について研修を行う。
教育課程研究協議会	2月	・特別支援教育主任等	動画視聴	教育課程等に関する指導連絡や研究員活動の実践報告を収録した動画を周知・共有し、今後の実践に活用する。
学級支援員研修	通年	・学級支援員	動画視聴 レポート オンライン	学級支援員としての資質の向上を図るため、年4回程度実施(実践の振り返り、実践発表、支援の考え方や特性理解等)

参考:第2次計画における具体的な取組に関する成果と課題

(1)方針1の評価

方針1 切れ目ない一貫した支援体制の構築		
推進項目	取組内容	●は成果 ▲は課題
【1】教育相談の充実	(1) 就学に関する情報提供の充実・就学説明会	<p>●各區で就学説明会を開催し、また説明会当日の資料を熊本市のHPに掲載するなどして、就学に関する情報の周知を図った。年々参加者が増え、現在は福祉関係者、幼稚園教諭等の参加希望もある。</p> <p>▲入学直前に支援学級への入級を希望されるケースがある。学校園、保健師、こどもとかかわる関係者がつながらず、早い段階から保護者に就学に関する情報提供を行っていく必要がある。</p>
	(2) 学校の相談体制の充実	<p>●学校に対し、教育相談室へ提出する「就学相談申込票」の作成を必須とした。学校と家庭間の共通理解もと教育相談室に相談依頼をする流れができた。</p> <p>▲相談希望者の増加により、教育相談室の運用、手続き等のさらなる工夫が求められる。</p>
【2】多様化するニーズに応じた関係機関との連携	(1) 関係機関との情報共有による支援体制の充実	<p>●巡回相談では、教育委員会とこども発達支援センター、特別支援学校等とが連携し支援ができた。SSWやSCとの連携が進んでいる。</p> <p>▲「まなび創造プログラム」に示す教育福祉連携コーディネーターは現在指導主事が兼任している。OT(作業療法士)、PT(理学療法士)、ST(言語聴覚士)のさらなる確保ができれば相談体制がより充実する。</p> <p>▲福祉サービス事業所との連携が進んだ学校園が増えた。外部専門家の効果的な活用につなげていく必要がある。</p>
	(2) 就学前における相談の充実	<p>●義務教育段階では、全市的に移行支援シートや個別の教育支援計画を使った引継ぎが定着してきた。</p> <p>▲保護者には年長の夏までには校区の学校への教育相談を行うようさらなる周知が必要である。</p> <p>▲特別支援学校への就学を希望するこどもが増える中、地域の学校で学ぶよさやインクルーシブ教育の考え方等を学校園、保護者、関係機関に周知する必要がある。</p>
【3】就学前から高校卒業にわたる支援情報の引継ぎ	(1) 新様式作成と周知、活用の推進	<p>●市立小学校→中学校:個別の教育支援計画が電子データで内容を引き継ぐことが可能となった。円滑な運用となっていくように学校へ周知を図っていく。</p> <p>▲市立中学校→高等学校への引継ぎ率は目標に達しているものの、高等学校側から、中学校から必要な情報がもらえないとの報告があった。</p> <p>▲支援計画を作成する際、効率的に作業を進められるよう校務支援システムの改善が必要である。</p>
【4】地区・ブロックによる支援体制の充実	(1) 各地区・ブロックと関係機関の連携	<p>●各地区のブロック研修に特別支援学級・学校等の巡回相談員が参加する機会が増えた。ブロックで集うことにより、地域の特別支援教育コーディネーターとのつながりも強化されている。</p> <p>●巡回相談員も担任等をしているため、対応できる時間が限られており授業研究会等への参加が難しい。</p>

	(2) 各小学校と幼稚園・保育所・認定子ども園との連携の推進	<p>●子ども発達支援センターと共催で行った特別支援教育コーディネーター研修会に、園・小・中・事業所の担当者が参加した。協議を通して相互理解が図られ地域ネットワークの活性化につながった。</p> <p>▲学校園と関係機関の間で、日ごろから連絡を取り合ったり、情報交換をしたりする関係性の構築が必要である。</p>
--	--------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2)方針2の評価

方針 2 教職員の専門性の向上		
推進項目	取組内容	●は成果 ▲は課題
【5】通常の学級における特別支援教育の視点を生かした授業づくり	(1) 特別支援教育の視点を生かした授業づくりの推進	<p>●「子どもの『学びとる』を支える特別支援教育の視点」を整理した。教育センター指導主事と連携し、このことを学校園へ広げる取り組みを始めた。</p> <p>●授業づくり支援訪問等で、指導主事が担任や担当者等に特別支援教育の視点を生かした授業のあり方について直接助言した。指導力の向上につながった。</p> <p>▲経年者研修の内容の精選・整理が必要である。熊本市「教諭・主幹教諭」の資質向上に関する指標と今日的課題等をもとに検討する。</p>
	(2) 研究モデル校等における実践研究の推進と発信	<p>●研究モデル校(健軍小)が特別支援教育の視点を生かした授業について研究の成果を発信した。研究実践集の作成を含め、通常の学級等における授業づくりに参考になる研究集録も作成した。</p> <p>●研究員活動において、通常の学級、特別支援学級、通級指導教室担当者、それぞれ「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」を目指した授業づくりについて整理した。「特別支援教育の視点」で実践の検証を行い、KEW等で研究の成果を広げた。</p>
【6】個に応じた多様な学びをめざす ICT の活用	(1) 個に応じた ICT の活用	<p>●一人一台のタブレット端末を活用して、読み書きや聞こえの困難さ等を持っているこどもの実態に応じた有効活用が行われた。デジター教科書の活用率も高まってきている。</p>
	(2) 教師の ICT 活用力の向上のための研修及び特別支援教育 ICT アドバイザーの育成	<p>●教員の ICT 活用力の向上支援のために ICT 支援員が各学校を巡回し、授業づくり支援、要請に応じたアプリ開発等を行った。</p> <p>▲特別支援教育 ICT アドバイザーの育成はできなかったが、ICT 支援員の支援が充実してきていることから、今後指導主事と連携し、授業での効果的な活用について助言していく。</p>
	(3) ICT 活用に関する情報の共有化	<p>●読み書きに関する苦手さを感じているこどもの指導や ICT を使った配慮等について、動画や資料を作成、配布し、啓発を図っている。</p> <p>▲ICT 機器の積極的な活用については教員間に差がある。実践事例を発信していく必要がある。</p>
【7】専門家等の派遣	(1) 授業力向上支援員(SUS)派遣事業の充実	<p>●通常の学級担任、特別支援学級等の授業づくり等の支援のために R5年度136回派遣した。授業支援だけでなく、こどもの特性の理解や組織としての対応等についても助言している。</p> <p>▲ステップアップサポーターのさらなる活用に向けて、教職員への周知が必要がある。</p>

	(2) 専門職との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●巡回相談では、大学教授等の専門家チームや巡回相談員に加え、理学療法士（PT）や言語聴覚士（ST）等の専門職の派遣も行った。 ▲巡回相談員の中には所属校での授業があるため、授業時間中に巡回することが困難である。
【8】特別支援学校が主催する教職員研修の実施	(1) 特別支援学校の資源を生かした研修	<ul style="list-style-type: none"> ●あおば支援学校と平成さくら支援学校は、特別支援学級、通級指導教室担当者の新任研修会、夏季研修会修会の会場となっている。支援学校の職員を講師としての分科会を実施している。 ●あおば支援学校はケース会議の持ち方等の定期的な研修会を、平成さくら支援学校は公開授業を実施する等、拠点としての役割を果たしている。 ▲準備、開催にかかる学校や職員の負担が大きい。
	(2) 時代のニーズに応じた専門研修	<ul style="list-style-type: none"> ●大学教授や各専門家と連携を図りながら、「笑顔いきいき特別支援教育推進事業」における各種連絡会や研修等を企画運営することができた。 ▲研修ニーズが多様な中、限られた予算の中での絞り込みが必要である。
【9】特別支援学校教諭免許取得の奨励	(1) 「教育職員免許法認定講習」による特別支援学校教諭免許取得の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ●学校園への認定講習の周知を通して、特別支援学校免許状取得者も少しずつ増えている。 ▲受講期間が限られているため、取得に躊躇するケースもある。希望者のニーズに応じ受講ができるよう通信講座（熊本大学以外）による講習会の周知も行っていく。
	(2) 特別支援学校の担当教員の特別支援学校教諭免許取得	

(3)方針3の評価

方針3 連続性のある「多様な学びの場」の充実		
推進項目	取組内容	●は成果 ▲は課題
【10】就学前の特別支援教育の充実	(1) 「ことばの教室」の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●こどもが身近な園で指導が受けられるように、ことばの教室を2園から5園に広げた。また、新たに東区の小学校に教室設置の準備を始めた。 ▲ことばの教室の入級基準、運営方法、今後の必要性等について検討する。
	(2) 「あゆみの教室」の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●「まなび創造プログラム」に沿って、R5年度一新幼稚園に1教室拡充したことで、利用者が市内中心部で指導を受けることができるようになった。 ▲あゆみの教室の入級基準等、運営方法、今後の必要性について検討する。
	(3) 就学前後の支援者の交流	<ul style="list-style-type: none"> ●ブロック会や幼小間の引継ぎ等で発達支援コーディネーターと小学校の特別支援教育コーディネーター間の情報交換を行っている。移行支援シート等の活用も活性化してきた。ことばの教室、あゆみの教室担当者も小学校への引継ぎを行っている。 ▲教育福祉連携コーディネーターは指導主事が兼務している。
【11】特別支援学級の充実	(1) 保護者への情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●就学説明会や学校・教育相談室での教育相談、HPへの資料掲載等を通して、就学に関する情報提供を行っている。 ▲各相談機関が同じ情報を共有し、保護者に提供できる仕組みが必要である。

	(2) 定期的な学びの場の見直し	<p>●教職員には文部科学省の通知に沿って、特別支援学級の対象となるこどもの基準を説明した。通知に沿って校内委員会において学びの場の検討が図られているようになってきている。</p> <p>▲特別支援学級に新任担当が増え、就学事務や教育課程等の仕組みについて、繰り返し周知を図る必要がある。</p>
	(3) 障がい種別の特性に応じた教育課程の編成と実施	<p>●特別支援学級・通級指導教室担当者研修会において、市立特別支援学校教諭を講師として作業学習や自立活動等の研修を行った。</p> <p>●知的障がい以外の盲学校、聾学校、肢体不自由支援学校への巡回相談の依頼も増えている。学級における特性に応じた指導につながると期待している。</p> <p>▲OT、PT、ST等の専門家のさらなる活用を推進することで担当者の専門性の向上につながる。</p>
【12】特別支援学校の支援の充実	(1) 市立特別支援学校の充実	<p>●開校して間もないが、学校挙げて専門性の向上に努めており、その結果、こどもの教育的ニーズに応じた指導・支援が展開されている。</p> <p>▲感染症拡大の影響で行事や交流及び共同学習の実施が縮小された。関係校と連携しながら今後活性化を図っていく。</p>
	(2) 教員の専門性の向上	<p>●センター的機能を発揮して巡回相談や研修の実施、教育相談等も積極的に行われている。平成さくら支援学校では、大学教授を講師に招き、公開授業を実施。あおば支援学校では、専門機関と連携、協力しながら、教職員向けの研修を実施した。</p>
【13】医療的ケア児への支援体制の充実	(1) 看護師を安定的・継続的に配置するための体制整備	<p>●学級支援員(看護師)(以下、「学校看護師」という)が会計年度任用職員(年間雇用)に変わり、以前の学期雇用から安定的な雇用につながっている。</p> <p>●事務局にコーディネーター看護師職員を配置した。学校看護師へ助言や年休等で不在の時に代替対応等が可能となり、学校看護師が働きやすくなっている。</p> <p>▲看護師不足が課題となる中、外部機関を活用した安定的な雇用のあり方を検討していく必要がある。</p>
	(2) 医療的ケア充実のための体制整備	<p>●医療的ケア運営協議会を設置し、対象のこどもが学校内で医療的ケアの必要性について専門家や関係者の意見や助言を聞く場を設けた。</p> <p>▲主治医や専門医と学校看護師との連携が進んできたが、学校間で取組に差がある。</p>
【14】通級による指導の充実	(1) 通級による指導の拡充	<p>●毎年小中学校1～2教室ずつ新設、増設を行った。指導を受けることができるこどもが増え、待機者が減少した。巡回指導も一部の学校で試行的に始めた。</p> <p>▲引き続き拡充を図っていく必要がある。</p>
	(2) 高等学校における特別支援教育の推進	<p>●試行的に通級指導に取り組み、平成さくら支援学校の巡回相談員を中心に対象生徒に定期的な指導を行った。</p> <p>▲現時点では通級の希望者がなく、必要に応じて校内職員が個別に支援している。今後備え通級を担当できる教員の育成や、学校内で専門性の向上を図っていく必要がある。</p>

(4)方針4の評価

方針 4 共生社会の実現に向けた教育の推進		
推進項目	取組内容	●は成果 ▲は課題
【15】交流及び共同学習の充実	(1) 校内での交流及び共同学習の組織的、計画的、継続的な実施	●どの学校でも交流及び共同学習が実施され、職員間の連携のもと、こどもの同士の学び合いが実現している。 ▲特別支援学級の在籍者が増え、また学年も異なるため、担任が交流学級で十分支援できない状況もある。
	(2) 特別支援学校との居住地交流	●小中学校と支援学校の居住地交流が年間60件近く実施されている。こども同士が相互理解を深める貴重な機会となっている。 ▲引率する指導者の確保、送迎等の保護者の協力、こどもが住む地域への啓発等、課題が山積している。
	(3) 市内小中学校と近隣の特別支援学校との交流	●熊本支援学校は出水南小との交流。熊本聾学校や盲学校は東町小と交流が行われている。 ●平成さくら支援学校は、熊本農業高校や熊本支援学校との交流を実施している。 ●あおば支援学校は城東小、藤園中と給食交流、合同での集会等が行われている。 ▲感染症拡大により、活動が制限されていた。今後取組の活性化が期待される。
【16】「特別支援教育推進枠と「一般枠」教員の交流	(1) 「個への支援」についての研鑽	●異動による通特交流により、障がいのあるこどもとの関わり方や個に応じた授業等を経験し、指導力を高めている。 ▲研修終了後に、通特交流で学んだ内容が現在の学級でどのように生かされているか検証が必要である。
	(2) 「学校全体への支援」についての研鑽	●通常の学級と連携して、支援が必要なこどもへの対応を行っている。特別支援教育コーディネーターとしてリーダーシップを発揮している特別支援学級・通級指導教室担当者も多い。 ▲特別支援教育推進枠採用職員の通特交流実施率は低い状況である。特別支援学級担任としての専門性を学んでいる中で通常の学級への異動は躊躇するとの声もある。
【17】学校における障がい者理解教育の推進	(1) 授業における障がい者理解教育の推進	●授業におけるグループ活動等において、こども同士協力しながら学んでいる姿が見られる。障がいのあるこどもとないこどもの相互理解に向けて人権学習や学級活動等を通じて考えを深めている。 ▲こどもの状況によっては、相互理解を図るまでに時間を要する場合もある。
	(2) 特別活動等による障がい者理解教育の推進	●障がい者疑似体験や手話をつかったの合唱等、多くの学校で取組が進められている。当事者を招いての講話等を開催している学校もある。 ▲中学校での取組がやや消極的だったため、事例を紹介しながら活性化を図っていく。
	(3) 障がい者理解教育における学校環境整備の推進	●各学校において、特別支援学級に在籍するこどもの作品や取組を掲示したり、集会等で活躍場面を設けたり、積極的な取組が行われている。 ▲学校園の取組に差がある。経験の浅い担当者には取組事例を紹介するなどの取組が必要である。

【18】市民に対する特別支援教育の啓発・理解	(1) 特別支援学校や特別支援学級の理解を深める取組	<p>●特別支援学校の取組は学校ホームページやオープンスクール、行事の開催等を通じて紹介している。特別支援学級の取組について紹介されている学校も多く、理解啓発が図られている。</p> <p>●特別支援学級・特別支援学校児童生徒作品展（ハッピースマイルアートギャラリー）は来場者が年々増加している（R3 2148人→R5 3352人）。総合ビジネス専門学校と連携のもと会場の様子をドローンで撮影し、学校に動画を公開した。</p>
	(2) 特別支援教育理解啓発資料の作成と配布、周知	<p>●毎年リーフレットの内容を更新し、内容の充実を図っている。R6年度は新入学生ばかりでなく、在籍するこどもの全家庭に電子データで配布した。また、教育委員会ホームページでも公開した。</p> <p>▲保護者・地域に学校園における特別支援教育の理解を促すため、リーフレットの積極的な活用を呼びかけていく必要がある。</p>
	(2) 講演や啓発イベントによる理解推進	<p>●各種団体の特別支援教育に関する講演会やイベントの周知を図り市民の関心を高める取組を行った。</p>

あ

■医療的ケア

医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為を指し、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれないものとされている。

■笑顔いきいき特別支援教育推進事業

市内の学校園の特別支援教育の推進と地域における総合的な支援体制の構築を進めるための事業。市内の学校・園が21ブロックに分かれ、各ブロックの特別支援教育コーディネーターが協力して、関係機関とも連携しながら各地域における支援体制づくりに取り組んでいる。各ブロックで行われるケース会議や研修会等で助言を行うために専門家チーム委員や巡回相談員等も位置付けている。

■SC（スクールカウンセラー）

こども本人の心の問題に向き合い解決しようと働きかける心理の専門家のこと。

■SSW（スクールソーシャルワーカー）

関係機関を活用し、こどもがおかれている様々な環境へ働きかけ、問題に対する支援を行う福祉の専門家のこと。

■音声教科書

読みの困難があるこども向けに作成された音声教材のこと。通常の教科書と同様の字体、画像が使用されており、文字情報を読み上げる機能も付いている。

か

■Kumamoto Education Week（くまもとエデュケーションウィーク）

Well-being を実現するための教育について多様な社会の参加者と共に考え、行動することで世界の教育振興に貢献するため、「みんなの夢が未来を創る」をテーマとした教育の祭典。熊本市教育委員会が主催。令和2年度よりスタートしており、令和6年度は

YouTube 動画と対面イベント、計90以上のプログラムを実施・配信している。

■熊本市教員等の資質向上に関する指標

熊本市教員等の資質向上に関する指標は、国が定める「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」と熊本市が定める「教育都市くまもとの教職員像」等を踏まえて、各教員等の資質向上や人材育成の道しるべとして、経験段階に応じて求められる資質・能力（以下、能力を含めて「資質」という）を明確化したもの。

この指標が、すべての学校や教育委員会主催の研修、すなわち、OJT や Off-JT、SD の場面で周知・確認され、独立行政法人教職員支援機構、大学・教職員大学、民間等が提供する研修も活用し、すべての教員等がそれぞれの経験段階に応じて求められる資質を身に付け向上しながら、本市が求める「教育都市くまもとの教職員像」をめざすもの。

さ

■就学支援委員会

障がいのある児童、生徒等の学びの場の選択や必要な教育的支援の審議及び示唆を行うために設置された組織のこと。

■巡回相談員

求めに応じて学校園を訪問し、特別支援教育に関する専門的な助言を行う相談員。特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室担当の教員、関係機関の職員で構成される。

■情緒・L A通級指導教室

情緒障がい通級指導教室と LD/ADHD 通級指導教室を統合した通級指導教室である。

■ステップアップサポーター

教員の求めに応じ、授業づくりの支援やこども支援の助言等を行う再任用の指導主事のこと。

た

■通特交流

共生社会を担う教職員の育成をめざし、一般枠で採用された通常の学級の教員が異動により特別支援学級等へ、また、特別支援教育推進枠で採用された特別支援学級、特別支援学校、通級指導教室の教員が通常の学級に異動して、一定期間、採用時とは異なる学級種を経験するしくみのこと。

■トークルーム

教職員と指導主事がオンラインで直接つながり、学級経営上の悩みの相談から実践交流等の研修を行っている。

は

■ハッピースマイル・アート・ギャラリー

熊本市教育委員会が主催する市立小中学校特別支援学級・特別支援学校児童生徒等作品展。平成22年度から、毎年1回、熊本市中心部を会場として開催している。

■ハピスマ・ラボ（動画研修コンテンツ集）

すべての教職員の特別支援教育への理解を深め、専門性の向上を図るために作成した研修動画コンテンツ集。校内研修や自己研鑽への活用を推奨している。

ま

■メンター制度

ベテランの教職員（メンター）が、経験の浅い担当者に対して、学級経営や授業づくり等の助言を行うしくみのこと。